

2008年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の重点要望と回答



要望書提出 2007年11月26日

回答書受理 2008年 3月25日

日本共産党横浜市会議員団

目 次

2008年度横浜市の予算編成にあたっての要望書	3
-------------------------	---

要望&回答

(1) 福祉・子育て・医療を充実し、市民の命とくらしを守ること

1) 子育て支援の強化を	4
2) 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を	6
3) 障がい者施策の拡充を	9
4) 国民健康保険事業の改善を	13
5) 保健・医療・福祉施策の拡充を	14
6) 市民税等の減免制度の拡充を	17

(2) 教育・文化・スポーツの充実を

1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を	18
2) 30人以下学級を実施し、ゆきとどいた教育を	20
3) 安全で豊かな学校給食の充実を	21
4) 障がい児の教育と卒業後の生活保障の充実を	22
5) 高等教育の充実を	23
6) 市立大学の教育・研究・医療の充実を	24
7) 地域での子ども・青少年施策の拡充を	25
8) 文化・スポーツ施策の拡充を	27
9) 生涯学習の振興のために	27

(3) 横浜市内総生産を支え、市民経済と雇用を創出している中小商工業者の振興を

1) 市内中小商工業者の景気回復と地域経済の振興と雇用の創出を	28
2) 中小企業に資金が安定的に供給されるよう市の公的金融支援を拡充すること	30
3) ものづくり、中小製造業への支援の強化など中小企業対策を抜本的に強化すること	31
4) 入札制度の改善を	32
5) 無秩序な大型店舗の進出・撤退を規制し、商店街・中小商店への支援を	32
6) 市内農業をまもり、発展させる	33

(4) 大型開発を見直し、生活・環境密着型の公共事業に切り替え、市財政を立て直すこと

1) 不要不急の大型公共事業を見直す	34
2) 環境・生活重視型の市政運営に切り替える	36
3) 資源のリサイクルとごみの減量化の促進にむけて	38
4) 市営バス事業の堅持と市民の足をまもるために	40
5) 安心して住み続けられるまちづくり	41
6) 災害に強い安全なまちづくりをすすめる	42

(5) 情報公開・市民参加をいっそう拡充し、分権・自治を活かした市政運営を行うこと

1) 情報公開と市民参加のいっそうの推進を	45
2) 各種審議会等の改善を	45

3) 男女共同参画推進条例・行動計画のいっそうの推進を	4 6
4) 多様な市民活動の積極的支援策を	4 6
5) 在住外国籍市民に地方参政権付与を国に働きかけを	4 7
6) 身近な区の自治機能の拡大を	4 7
(6)米軍基地の返還をすすめ、世界に誇れる国際平和都市をつくること	
1) 米軍住宅建設に反対し、米軍基地の即時無条件全面返還に全力を	4 8
2) 県内在日米軍基地の「再編」に反対し、非核平和都市として事業の積極的展開を	4 9

注：回答の次の（ ）内は回答局名、[]内は共管局名を示します。

2007年11月26日

横浜市長 中田 宏 様

2008年度横浜市の予算編成にあたっての要望書

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

日本共産党横浜市議団は、2008年度の予算編成にあたり、横浜市医師会、精神・身体・知的障がい者団体、民間保育園など医療・福祉関係団体、横浜市建設業協会などの市内中小業者団体など多くの市民団体や、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「若年無業者」といわれるみなさんと懇談してきました。その懇談の中ではどこでも、悲鳴とも言われる声が寄せられました。

国の「構造改革」による格差と貧困の広がり、加えて昨年今年と2年連続の税制改悪による住民税や国民健康保険料などの値上げが市民に深刻な影響を与えています。これまで本市は、過去の失政による大型開発のツケや国の悪政を住民に押し付け、市民生活犠牲の上で解消しようとしてきました。これでは国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤という地方自治体の役割を果たしていません。それどころか国と一緒にあって市民を苦しめているというのが実態です。

現在本市は、財政再建を市政のトップ・プライオリティすなわち最優先課題とし、横浜市を企業になぞり、その株価を引き上げることに最重点を置いています。そのため、中期計画の経費削減目標を達成するだけでなく、更なる経費削減・財政確保の取り組みが必要として、来年度だけでも200億円が不足するという予算編成方針を打ち出しました。これが実施されれば、乾いたタオルをさらに絞るように市民サービスが切り下げられることは必至です。

今一番必要なことは、中期財政計画による過大で無理な財政再建計画の根本的転換です。もちろん、財政再建は必要であり、待ったなしです。しかし、地方自治法にも明記されているように「住民の福祉の増進」が地方自治体の本来の仕事であり、最優先課題です。

住民の福祉の増進と財政再建を両立させるためには、再建の時間は長くなりますが無理のない財政再建計画に切り替えることが必要であり、市の歳入を増やすことです。三位一体改革のもとで本市の歳入を増やすためには、市内での税源の涵養が求められています。これまでの莫大な税金を使ったインセンティブによる大企業誘致ではなく、市内経済の担い手である中小業者の発展、さらには福祉の増進を図り、元気な360万市民のマンパワーに依拠し、横浜経済を隆盛に導くことが必要です。

この要望書は、以上のような立場から、市民の市政への要望をベースに、当面の政策課題を重点的にまとめたものです。2008年度予算編成にあたり、これらの市民の切実な願いを積極的に取り入れるよう申し入れます。

要望&<回 答>

(1) 福祉・子育て・医療を充実し、市民の命とくらしを守ること

1) 子育て支援の強化を

1. 小児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、当面小学3年生までに拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、県において、一部負担金の導入など医療費助成事業の見直しを検討しておりますので、その推移を見極め、今後、あらためて市としての考え方を整理してまいりたいと考えております。

2. 小児救急医療を充実・強化するため、小児科医の確保にむけ拠点病院への補助金を必要に応じて増額すること。

<回 答>

(健康福祉局) 小児救急拠点病院機能強化対策など小児救急医療対策を進めてまいります。

3. 産婦人科医不足の解消に向けて、国に対策を求めるとともに、横浜市として産婦人科医手当など、対策を講じること。また、助産師養成コースを新設すること。

<回 答>

(健康福祉局) 産科医師確保対策等について、国の動向に注視するとともに、本市としては、引き続き、病院と診療所間の役割分担と連携の推進や助産師の活用などの取組を支援することにより、安心して出産できる環境の確保に努めてまいります。

4. 良質な保育サービスが行われるように、認可民間保育所への法定外扶助費を増やし、非常勤・パート・派遣職員の増加を抑制するとともに、アレルギーや発達障害を持つ子ども、産休明け保育等きめ細かな対応実施保育所に対して職員配置の予算措置をとること。

<回 答>

(こども青少年局) 本市単独助成の見直しは、主に国基準と重複した助成などについて行ったものです。見直しに際しては、保育の質が確保できるよう本市保育士配置規準は従来どおりとし、国基準以上の保育士を配置しております。

一方で、障害児保育等については拡充を図り、産休明け保育の実施をポイント加算の対象とするなど、保育の質の向上に努めています。

5. 老朽化した民間保育所の建替え、耐震診断・耐震補強について、年度計画を策定し、計画的に実施すること。

<回 答>

(こども青少年局) 老朽化した民間保育所については、保育所設置者の意向等を踏まえて、改築工事に必要な費用や、耐震診断調査費・耐震補強設計費及び工事費を助成してまいります。

6. 新規認可保育所建設にあたっては、ニーズ調査を行い、新規建設を進めること。また、認可保育所・横浜保育室への営利企業の参入は規制すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所の整備につきましては、中期計画に基づき、待機児童の状況や地域の保育ニーズの動向を踏まえ、引き続き進めてまいります。

また、整備するにあたっては、保育所待機児童の解消や多様な保育サービスのニーズに応えるためにも、社会福祉法人のみならず企業やNPO法人などの民の力を幅広く活用することは、重要と考えております。

7. 市立保育所の民間移管は行わないこと。やむを得ず移管する場合には、保育園関係者・保護者などの合意を大前提とするとともに、保育士の引継ぎ期間を実質1年間程度にするなど実施基準を見直して、現場の保育士や保護者の意見を十分に反映させること。

<回 答>

(こども青少年局) 市立保育所の民間移管につきましては、「今後の重点保育施策」に基づき、引き続き実施してまいります。実施にあたっては、「横浜市立保育所の民間移管について(実施基準)」に沿って、保護者や関係者の意見を反映しながら進めてまいります。

8. 横浜保育室・家庭保育福祉員への基本助成費を引き上げるとともに、年度代わりに定員割れになった場合の待機職員の人件費を補助すること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室に対しては、基本助成費に加えて、乳児保育、障害児保育などの実施に対して加算費などの助成を行っております。

また、家庭保育事業につきましては、基本保育費、補助員雇用費、保育処遇向上費などを助成しています。

これらの助成は、保育実績に応じた助成としており、年度当初における定員割れ施設への人件費補助は、困難と考えております。

9. 横浜保育室の保育料を、認可保育園と同様の保育料制度とすること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室の保育料については、本市要綱で上限額を月額58,100円と定めております。施設では、利用日数や利用時間等に応じて、上限額の範囲内で保育料金を設定しています。

なお、保育料の軽減策として、一定の所得以下の世帯について、保育料を月額1万円軽減する制度を18年度から実施しています。

10. 国の放課後児童健全育成事業の考え方に沿って、学童保育事業を委託方式にもどし、運営費相当額、施設賃貸料、施設・設備費等の必要経費を全額補助するとともに、指導員の待遇を市職員に準じること。1人の障がい児受け入れから補助指導員を加配すること。

<回 答>

(こども青少年局) 国の放課後子どもプランの考え方に沿って、引き続き放課後児童クラブの運営に対して、必要な支援を行ってまいります。

11. 放課後キッズクラブの設置については、学童保育と競合する地域には、地元の運営委員会や小学校のPTAなどと十分協議をし、合意を得ること。

<回 答>

(こども青少年局) 放課後キッズクラブを実施する学区内にある放課後児童クラブについては、運営委員会を通じ、事前に説明を行っております。

12. 幼稚園児への就園奨励補助金額をさらに引き上げるとともに、ニーズ調査を行い、必要な場

所に市立幼稚園を新設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 私立幼稚園就園奨励補助事業につきましては、国の制度変更に伴う補助単価の引き上げと、第2子以降の優遇措置に係る適用条件を、現行の「小学校2年生」から「小学校3年生」の兄・姉を有する園児まで拡充します。

従来から本市の幼児教育は私立幼稚園によって担われてきております。今後につきましても、少子化や現在の社会・経済状況から、市立幼稚園の新設計画はありません。

13. 保育所・幼稚園等への上下水道料金減免制度を復活させること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所、幼稚園等への上下水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げ、20年度に廃止することとしており、見直しは困難です。

(環境創造局) 社会的公正・公平の視点から受益に応じた負担の適正化を図る目的で減免制度の見直しを行い、保育所・幼稚園への公費助成には下水道使用料も含まれていることから、17年10月から段階的に減免率を引き下げ、20年3月をもって減免制度を廃止することとしており、制度を復活することは困難です。

(水道局) 保育所、幼稚園等の社会福祉施設等への水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げ、20年度に廃止することとしており、見直しは困難です。

14. 児童相談所の機能を高めるために、児童相談所の相談員に心理判定員や精神科医を配置し、保護者の相談には専門家で対応できるようにすること。

<回 答>

(こども青少年局) 児童相談所の心理判定員や精神科医を配置して、保護者等からの相談に総合的、専門的に対応しております。

15. 増大している子どもの虐待防止対策を強化・充実し、「子どもの虐待防止センター」などの専門施設をつくること。

<回 答>

(こども青少年局) 必要に応じ民間機関と連携をとりながら、引き続き児童相談所の専門性の充実に努めてまいります。

16. 被保護児童が増えている現状から、児童相談所の一時保護以降の受入れ施設を拡充することをはじめ、里親制度の充実強化など、市が責任をもって対策を講じること。

(こども青少年局) 受入れ施設の拡充については、3か所の児童養護施設の改築・新設整備等を進めます。

また、里親委託の一層の推進を図るため、制度周知の広報を拡充すると共に、研修の充実など、里親への支援の充実に努めてまいります。

2) 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を

1. 介護保険事業の拡充を図ること。

介護保険法改定により、特養老人ホーム等介護施設の食費・居住費及び短期入所の食費・滞在費、通所系サービスの食費が全額自己負担化され、保険料の値上げ、「介護予防事業」、「地

域支援事業」の導入、施設整備補助金の交付金化などが施行されました。そこで、「介護難民」を回避すべき立場から、事業の拡充を要望します。

- ① 深刻な入所待機者を解消するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなど、介護施設の整備を引き続き早急に行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 特別養護老人ホーム、グループホームにつきましては、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、着実に整備を進めてまいります。

- ② 食事・居住費の自己負担化により、施設から追い出されることのないように、低所得者の減免制度である「補足給付」を周知徹底し、本市独自の減免制度を創設すること。

<回 答>

(健康福祉局) 補足給付の周知については、区役所において相談を受けた時や要介護認定時等に適宜案内を行っております。また、各事業者には、契約締結時等に説明及び申請の勧奨等の実施をお願いしております。

なお、低所得者の負担軽減として、所得に応じた補足給付を実施しているほか、社会福祉法人による利用者負担軽減制度も実施されていることから、本市独自の減免制度を創設することは考えておりません。

- ③ 「補足給付」の適用が、施設や短期入所だけになっている現状から、通所（デイサービス）の食費の負担軽減の助成を本市独自で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) デイサービスについては、その利用日数が施設入所や短期入所に比べて限定的であることから、市独自の助成を行うことは考えておりません。

- ④ 社会福祉法人の利用者負担1/2軽減を現在の要件で継続するとともに、介護サービスを提供する医療法人や財団法人等にも拡大すること。

<回 答>

(健康福祉局) この制度は、18年7月以降、要件、軽減割合は国の要綱に基づき実施しています。また、この制度は、社会福祉法人がその社会的役割に鑑み、任意に負担額の軽減を行うもので、税制などの適用が異なる医療法人等に拡大することは考えておりません。

- ⑤ 介護予防事業の利用率が極端に低い実態をふまえ、地域に身近な場所に介護予防拠点の設置を促進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 介護予防拠点としては、地域ケアプラザを位置付け、特定高齢者を含めた高齢者に対して、様々な事業を実施しています。

また、介護予防事業の利用者増に向けては、引き続き介護予防の必要性やその効果について啓発活動を行い、介護予防事業への参加を促して行くことが重要と考えます。

- ⑥ 「新予防給付」の実施によって、必要とする家事援助サービス（生活支援）等、在宅サービスを一律に打ち切らないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 要支援者に対する「予防給付」での訪問介護サービスでは、自力では困難な行為

について、同居家族による支えや地域のサービス等代替サービスが利用できない場合、個別のケアマネジメントを経て必要性を判断し、例外時に提供されることになっています。従って、一律に生活援助サービスが行えなくなるものではありません。

- ⑦ 介護ベッドや車イス等福祉用具の貸付が受けられない「要支援1・2」「要介護1」に対して、レンタル・購入などの本市独自の助成制度を創設すること。

<回答>

(健康福祉局)「要支援1・2」「要介護1」であっても一定の状態像であれば、保険給付の対象となることから、本市独自の助成策は考えておりません。

- ⑧ 「要支援1・2」に対し、「介護予防ケアプラン」作成費用の助成等の支援を行うこと。

<回答>

(健康福祉局)「要支援1・2」に認定された方の介護予防ケアプランは、地域包括支援センターが作成し、一部の業務は居宅介護支援事業所に委託が可能となっております。

また、介護予防ケアプラン作成に係る費用については、介護予防支援費として報酬が定められていることから助成等については難しいと考えています。

- ⑨ 「介護予防プラン」作成や、地域支援事業の運営、相談・調整業務を行う「地域包括支援センター」は、必要な個所数を設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等、専門職の安定的な人材確保のために、必要な財源を確保すること。

<回答>

(健康福祉局)地域ケアプラザの設置か所数を増やすことによって、20年度は地域包括支援センター設置数を4か所増やしてまいります。

また、運営法人が安定的に人材を確保できるよう、必要な財源を引き続き確保してまいります。

- ⑩ 要支援・要介護になるおそれのある「特定高齢者」に対する判定基準を実態に合わせて改善すること。及び、「特定高齢者」を対象とした「地域支援事業」の利用料は、引き続き無料にすること。

<回答>

(健康福祉局)特定高齢者を決定するための基準が厳しいため、国に対して要望をしております。その結果、19年4月に基準が緩和されております。

また、特定高齢者等を対象とした地域支援事業である介護予防事業の利用料については、利用者の参加を促進するため引き続き現行の体制を継続してまいります。

- ⑪ ケアマネージャーやホームヘルパーなどの人材育成・確保にむけて、財政的にも含め積極的に支援すること。

<回答>

(健康福祉局)20年度は、人材確保のために介護職場イメージアップ事業などの事業に新たに取り組みます。なお、ウィリング横浜では、県からの受託事業としてケアマネージャー向け研修を実施し、福祉人材育成を行っています。

2. 敬老特別乗車証(敬老パス)制度を存続し、新たな負担増や利用制限などの改悪はやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 社会参加を目的とした制度の維持を行うために、利用者負担の見直しを行います。

また、今後 IC カード化の導入を行う中で、「あり方検討会」の「最終取りまとめ」における制度の課題を検討していきたいと考えております。

3. 在宅で介護をしている家庭への援護金（在宅重度要介護者家庭援護金）や紙おむつの給付の対象者をもとに戻すこと。

<回 答>

(健康福祉局) 在宅重度要介護者家庭援護金につきましては、介護保険制度が定着し、在宅サービスの利用が進んできたことから、15 年度から国の家族介護慰労事業へ転換しました。

また、紙おむつ給付対象につきましても、事業の継続を考え、16 年 10 月から、国の基準を基に市民税非課税世帯とさせていただいておりますのでご理解ください。

4. 市の単独事業として行ってきた介護保険外サービスについては、利用者・事業者の声を聞き、運営費の削減や事業の見直しなど、後退させないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 介護保険外サービスについては、これまでも事業内容の見直しを伴う場合には、事業者へのヒアリング・説明等を行ってきているほか、経過期間を設けるなどの対応を図ってきております。また、一部の介護保険外サービスについては、地域支援事業に位置づけ実施する等の変更を行っております。

5. 小規模多機能型居宅介護拠点、夜間対応型訪問介護ステーションなど地域密着型サービス事業を推進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 国の交付金を活用し、地域密着型サービスの拠点整備に対し助成を行うほか、小規模多機能型居宅介護事業については、20 年度から、市費で開設初年度の運営費等の補助を行います。

3) 障がい者施策の拡充を

1. 障がい者差別禁止条例を制定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 国において、「障害者の権利条約」の批准について検討中ということであり、当面その動向を見守りたいと考えています。

本市としては、「横浜市障害者プラン」の重点施策に「普及・啓発のさらなる充実」を掲げ、障害のある方々の人権が尊重されるよう、障害理解を広める普及啓発に取り組んでまいります。

2. 障害者自立支援法に関わる事業について

障害者自立支援法が施行され、福祉サービス、自立支援医療に 1 割の応益負担が導入され、障害が重く重複する障害者ほど負担が大きく、障害者やその家族、施設事業者に悲鳴の聲があがっており、市の独自施策が強く求められます。

① 本市独自に実施した市民税非課税世帯に対する福祉サービスへの利用者負担額の全額助成措置を 3 年間に限らず、継続させること。

<回 答>

(健康福祉局) 介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、補装具費支給事業について、市町村民税非課税世帯の「低所得1、低所得2」の階層を対象として、本市は利用者負担額助成を実施しているところです。国は障害者自立支援法について、3年後に見直しを行うこととしていくとともに、20年度に緊急対策として利用者負担の見直し等を検討していると聞いておりますので、この見直しの状況を踏まえて検討していきます。

② 自立支援医療を本市独自で全額助成すること。

<回 答>

(健康福祉局) 医療費の自己負担は通常3割ですが、自立支援医療では原則1割に緩和されており、さらに、低所得者層へは月額自己負担上限額が設けられております。このため、国の措置により、一定の負担緩和が図られていると考えております。

③ 自立支援法の施行による、障害者と家族、施設事業者への影響・実態調査を実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 実態調査を実施する予定はありませんが、関係する障害者団体との会議、家族会との意見交換や施設長会議等日ごろからご意見を伺う場を設定しております。

④ 知的・精神障害者等、障害の状態に見合った障害程度区分認定が行えるように、認定審査の改善・人材の育成・研修などの対策を講じること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害程度区分認定審査会の委員としては、医療関係者、施設関係者、看護師を委員に選任し、実際の介護の状況を考慮しながら審査判定を行っております。

また、判定方法については、随時情報提供を行うと同時に、全体会を開催するなどして改善に取り組んでおります。

⑤ 精神障害者にも、他障害と同様に、在宅障害者手当、入院費助成、医師意見書料の無料化を適用し、重度障害者医療費助成を県が行うまでは市で独自措置を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 在宅障害者手当については、現在、制度の在り方について検討しているところであり、その中で精神障害者への対応も含めて検討してまいります。また、医師意見書料の無料化につきましては、育成医療・更生医療と同様に診断書料の利用者負担がなくなるよう、機会を捉え国に要望してまいります。

なお、精神障害者入院費については、市の単独事業で入院援護金の助成を行っております。

⑥ 本市事業である地域生活支援事業（ガイドヘルパー・デイサービス・短期入所・日常生活用具など）の利用者負担については、来年度以降も継続して、現行の負担料で利用できるようにすること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、地域生活支援事業における福祉サービスの利用者負担も介護給付費等と同様、原則1割負担としておりますが、低所得者に対して利用料を無料にしたり、利用者負担の月額上限管理を介護給付費等と同一管理を行うなどの負担軽減策を実施しております。また、補装具・日常生活用具についても、低所得者に対し負担額助成を行っております。

- ⑦市単独事業である「地域作業所」や「運営委員会型障害者グループホーム」については、従来通りの事業を継続し、運営費助成を拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在の財政状況において運営費助成の拡充については困難ですが、地域作業所は障害者の日中活動並びに社会参加の場として、障害者グループホームは生活の場として重要な社会資源であると認識しております。

また、障害者自立支援法に基づく事業への移行にあたっては、運営主体の意向を尊重しながら、移行を希望する運営主体には必要な支援を行ってまいります。

- ⑧ 自立支援医療の更新時に個人通知を行い、更新申請書の受理期限に1か月程度の遡及を認めること。

<回 答>

(健康福祉局) 自立支援医療の更新案内につきましては、制度の案内ポスターを医療機関に配布するなどして、利用者等への制度周知に努めています。また、医療機関からも有効期限の近い受給者証をお持ちの利用者に対し、ご案内いただけるよう協力をお願いしております。特に精神通院医療については、利用者に交付しております受給者証に、有効期間や更新手続に関する注意事項を記載しているほか、受給者証交付時に更新の案内を同封しています。このため、改めて、更新時期の個別通知を行うことは考えておりません。

3. 障害者の「生活支援センター」「就労支援センター」「グループホーム」等の整備・増設を推進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 精神障害者生活支援センターの整備については、22年度末までに1区1館整備という中期計画の目標達成を目指しており、19年12月までに10館が開所しています。20年度は、設置運営費補助による3か所新設のほか、設計・改修1か所、設計3か所を予算計上しています。

就労支援センターについては、20年度に1か所新設する予定です。

グループホームの整備については、中期計画や障害者プランに本市の計画として位置づけられており、設置の推進を図っています。20年度は、40か所の新設を予定しています。

4. 障害者団体への削減した運営補助金を元に戻し、拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 団体運営費補助金につきましては、団体間の不均衡を是正したものであります。他の財源の確保や運営の効率化などの対応をお願いしたいと考えています。

5. 重度障害者医療費援助事業を継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 重度障害者医療費助成制度は、神奈川県が県費100%補助事業として開始しましたが、度重なる県費の補助率の削減で17年度からは、1/3の補助まで削減されております。本市としましては、厳しい財政状況の中、県費補助の削減分に市費を投入して、医療費助成制度の維持に努めてきたところです。しかし、医療費の増大や神奈川県の補助率削減は、本市はじめ各市町村の財政を圧迫しており、神奈川県は、将来にわたり安定的かつ継続的に医療費助

成制度を運用できるように「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討してきたところ
です。

県は、「医療費助成制度見直し検討会」の検討を基に、県会や各市町村に考え方を示しており
ます。本市としましても、厳しい財政状況の中、将来にわたり安定的かつ継続的に医療費助成
制度が実施できるようにするため、これを参考に検討してまいりたいと考えております。

6. 重度障害者タクシー料金助成など、障害者移動支援事業を継続し、さらに拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 在宅重度障害者福祉タクシー券については、19年10月に福祉有償運送への利用
範囲の拡充を行いました。今後も障害者の積極的な社会参加を目指し、事業を継続してまいり
ます。

7. 福祉保健センターのソーシャルワーカーを全区とも4人体制に充実させること。

<回 答>

(健康福祉局) 福祉保健センターのソーシャルワーカーの増員については、市全体として人件費
の抑制を進めている状況の中では困難と考えますが、19年度に4人体制の区を5区から7区に
見直すなど、必要に応じて体制の見直しを行っております。

8. 福祉保健センターの相談窓口を、相談者のプライバシーが守れるように個室等にすること。

<回 答>

(健康福祉局) 区の福祉保健センターへの相談室設置については、関係部署へ要望を伝えてまい
ります。

**9. 障がい者の雇用を横浜市および関係機関が率先して進めるとともに、事業者にも促進させる
こと。**

<回 答>

(健康福祉局) 本市においても、19年10月から知的障害者を事務嘱託員として1名雇用してお
り、その雇用ノウハウを企業や関係機関に情報提供します。

また、障害者の雇用や業務の発注など、障害者の就労に貢献する企業を表彰することで、企
業のさらなる障害者雇用を推進します。

さらに、障害者就労支援センターを中心とした地域ネットワークにより、障害者雇用の一層
の促進を図ってまいります。

10. 障害者の通所交通費を6か月定期ではなく、1か月定期分として支給すること。

<回 答>

(健康福祉局) 通所交通費につきましては、通所実態に即して、定期代や切符代の計算を基に通
所にかかる運賃相当額を助成しております。

11. 在宅重度障がい者手当を継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 在宅障害者手当については、現在、制度の在り方について検討しているところ
あり、その中で重度障害者への対応を検討してまいります。

**12. 介護認定で要支援1、2に認定された透析者に、介護保険制度の「通院等乗降介助」を適用
すること。**

<回 答>

(健康福祉局) 介護保険での介護予防訪問介護では、18年3月17日厚生労働省通知「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」において、要支援者は「通院等乗降介助については、算定されない。」とされています。本通知に基づき、全国的に統一した制度運用をしておりますので、適用は困難です。

なお、ご要望につきましては、引き続き国に伝えていきたいと思っております。

4) 国民健康保険事業の改善を

1. 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰入を増額して、国保料を引き下げること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市においては、厳しい財政状況の中、保険料負担緩和のため、毎年多額の市費を繰り入れております。

18年度には、国・県の負担割合が従来の40%から41%と多く見込めることから、この半分を保険料の軽減緩和にあてました。

なお、本市は国の調整交付金のうち医療分の普通調整交付金が交付されていないことから、市長による本市独自の国家要望をはじめとして、あらゆる機会を捉え、国費の増額を国に働きかけております。

2. 国民健康保険料の減免基準は現行制度を改め、生活保護基準の150%とし、対象枠を拡大すること。

3. 減免制度の活用にあたっては、市長裁量の枠を広げ、所得減少など実態に応じて行うこと。

<上記2・3一括 回 答>

(健康福祉局) 本市の減免制度は、国の軽減制度に加え、本市独自に行っているものであり、保険料を納めることが困難な世帯に対しては、今後ともご事情をよくお聞きし、個々の世帯の状況に応じてきめ細かく対応してまいります。

4. 保険料滞納世帯に対して機械的な資格証明書の発行をやめ、医療を受ける権利をすべての被保険者に保障すること。とりわけ、中学生以下の子どもに対して発行しないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 被保険者間の負担の公平性を確保する観点から、文書、電話、訪問等による再三の働きかけによっても納付相談に応じていただけない世帯には、接触機会を確保し、自発的な保険料納付を促進するために、やむを得ず資格証明書を交付しております。

5. 滞納者に対して接触を図るように努め、滞納者の立場に立って相談に乗るとともに、滞納保険料の分納に応じるなど、保険料納付の意志がある滞納者に対しては、保険証の取上げによる資格証明書の交付を行わないこと。窓口を訪れた滞納者に対して強圧的な窓口対応をしないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 滞納世帯ごとに、滞納期間、滞納額、滞納に至った事情等が異なるため、納付相談等の際には、生活状況を詳しくお聴きするなどして実態の把握に努めております。引き続き、法令に基づき各世帯の状況に応じた、適正かつきめ細やかな対応に努めてまいります。

6. 「税制改悪」による負担増から、国保保険料の負担増軽減をはかるため、「障害者認定」による市民税軽減など、各種の減免制度の周知徹底を図るため、わかりやすいパンフレットの作成、介護認定者への個別通知、ケアマネージャー等への指導等を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 国保の減免制度につきましては、ガイドブックへの説明記事の掲載、区役所や医療機関でのポスターの掲示等 PR に努めるとともに、区において納付困難世帯を早期に発見し、適正な制度運用の促進を図っています。

なお、税制に関する各種所得控除につきましては、詳しい説明が必要なため、課税窓口を案内しています。

5) 保健・医療・福祉施策の拡充を

1. アスベスト被害から市民の健康を守るため、相談機関と検診業務を充実させること。

<回 答>

(健康福祉局) 各区福祉保健センター等でアスベストの一般的な健康被害について健康相談を実施し、必要に応じ専門機関の紹介や石綿救済新法や労働災害制度の案内を行う等、市民に適切な情報提供を行っております。

また、過去に石綿ばく露の可能性がある方に対して、環境省の委託を受け、問診、胸部レントゲン検査、胸部 CT 検査等を実施する「石綿ばく露健康リスク調査」を今年度から実施しています。今後も、国と協議しながら実施してまいります。

2. 基本健康診査での胸部レントゲン検査を復活させ、健診の拡充を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 20 年度からは、医療保険に加入されている 40～74 歳の方には、各医療保険者が特定健診を実施し、医療保険に加入していない 40 歳以上の生活保護受給者及び後期高齢者の方には、市が健康診査を実施することとなります。

国から示された健診項目には、胸部レントゲンが含まれていないため、特定健診及び健康診査において、胸部レントゲン検査を実施する予定はありません。

3. がん検診と基本健康審査の負担額を引き下げ、無料対象年齢を引き下げること。

<回 答>

(健康福祉局) がん検診の負担額や無料対象年齢については、社会的公平性や受益者負担のあり方について検討したうえで決定したもので、変更する予定はありません。

なお、医療保険に加入していない生活保護受給者及び後期高齢者の方に実施する健康診査の受診者負担額は、従来どおり無料とする予定です。

4. 入院時食事療養費標準負担額助成制度、療養援護対策費を復活すること。

<回 答>

(健康福祉局) 入院時食事療養費標準負担額助成制度につきましては、入院して療養している方と自宅療養者との公平化を図る見地から廃止しております。

特定疾患療養扶助費については、一律の現金給付から必要な方に必要なサービスを給付する方向へと政策転換を図り、これまでの福祉サービスの充実に加え、17 年度から在宅重症患者外

出支援事業・難病患者一時入院事業を開始しました。

5. 高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担を1000円に戻すこと。

<回 答>

(健康福祉局) 今後も高齢者人口の増加が見込まれる中、公費負担制度を安定的に継続していくため、19年度と同様の2,000円の自己負担で実施します。

6. 市民病院、脳血管医療センター、市大病院は、高度医療・政策医療と地域医療連携を担う拠点病院にふさわしく、医師の確保や体制の充実、環境整備を図ること。また、一般会計の繰入金をこれ以上削減しないこと。

<回 答>

(都市経営局 下線部について回答) 法人化した横浜市立大学におきましては、医学教育並びに臨床研修等を通じて、質の高い人材の確保・育成等に努め、地域医療の充実に取り組むなど、自主自立的な運営を推進してまいります。

(病院経営局 下線部について回答) 今後も引続き、病院の運営に必要な医師の確保に取り組んでまいります。

(健康福祉局 後段について回答) 一般会計からの繰出金については、市民病院が健全な経営を行えるよう地方公営企業法に基づいて行っております。

7. 桜木町の夜間急病センターの深夜帯診療を復活すること。

<回 答>

(健康福祉局) 深夜帯の診療は市内8か所の基幹病院で対応しております。

8. 各区休日急患診療所等の減額された運営助成費を元に戻すとともに、老朽設備の改善等を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 運営助成費については運営上必要とする経費を補助しており、適正な額と考えます。

また、休日急患診療所補修費補助事業において必要な補修に対応しているところです。

9. 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、養成および確保の対策を強化すること(市大病院を含む)。医学生への奨学金制度を市独自で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 医師や看護師の養成につきましては、一義的には国・県の責務と考えています。本市としては、医療人材確保の観点から、働きやすい環境を確保するための対策等を実施してまいります。

10. 全市1保健所体制から、各区に1か所の保健所体制に戻すこと。

<回 答>

(健康福祉局) 全市1保健所体制については、保健所長に指揮命令を一元化し、区域を越えるような広域・大規模な健康危機発生時にも、迅速・的確な判断に基づく統一的な対応ができるようにしたものです。現在のところ各区に1か所の保健所体制に戻す予定はありません。

11. 後期高齢者医療制度の中止を国に申し入れること。やむを得ず後期高齢者医療制度を開始する場合には、補助金の投入を行い、減免制度の拡充や資格証明書の発行をやめさせるなど、神

奈川県や広域連合に働きかけるとともに、市の単独事業として保険料の軽減を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 神奈川県後期高齢者医療広域連合においては、法令に基づき、20年4月からの後期高齢者医療制度の実施に向け、鋭意準備を進めているところであり、本市においても同様に鋭意準備を進めているところです。

12. 社会福祉施設や医療機関への上下水道料金の減免制度を復活させること。

<回 答>

(健康福祉局) 社会福祉施設や医療機関の上下水道使用料については、措置費、支援費、介護報酬、診療報酬などに水道料金が含まれていると考えられることや、他都市の減免状況を踏まえ見直しを行ったものです。なお、実施にあたっては、その影響を考慮し、段階的に行いました。復活の予定はありません。

(環境創造局) 社会的公正・公平の視点から受益に応じた負担の適正化を図る目的で減免制度の見直しを行い、社会福祉施設や医療機関への公費助成、診療報酬・介護報酬などには下水道使用料も含まれていると考えられることから、社会福祉施設については17年10月から、医療機関については19年4月から、段階的に減免率を引き下げ、20年3月をもって減免制度を廃止することとしており、制度を復活することは困難です。

(水道局) より効果的、効率的な行政運営を実現するため、全市的に減免制度の見直しを行い、社会福祉施設においては介護報酬や支援費に、医療機関については、水道料金など病院運営に必要な経費は、診療報酬に含まれていると考えられることから、上下水道料金に対する減免を廃止することとしましたので、見直しは困難です。

13. 生活保護の申請書は福祉事務所のカウンターに常置し、申請権、受給権を尊重すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護の相談のため福祉保健センターに来られた方には、専門の職員がその方の生活状況をよくお聞きするとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件を説明し、その上で申請の意志を確認し、申請の手続きを援助しております。なお、申請の意思のある方に対しては、申請書を交付するよう指導しています。

14. 生活保護世帯への慰問金や特別乗車証、上下水道料金減免制度を復活させること。

<回 答>

(健康福祉局) 慰問金については、専ら「慰謝激励」を目的として継続してきましたが、生活保護基準が妥当な水準に達したことなどから、また、17、18年度に廃止したその他の法外援護については、重複支給や上乗せ給付になっていたことから廃止したものであり、復活の予定はありません。

(環境創造局) 「生活保護受給者減免制度等に関するあり方検討会」での報告、及び受益に応じた負担の適正化の視点から、減免制度の見直しを行い、生活保護費の中に下水道使用料が含まれていると考えられることから、17年9月をもって減免制度を廃止したところであり、制度を復活することは困難です。

(水道局) 生活保護世帯については、「生活保護受給者減免制度に関するあり方検討会」での報告、及び受給者負担の見直しの観点から、生活扶助費に水道料金が含まれており、事実上、重複給

付となっているため見直しました。そのため、制度を復活することは困難であると考えています。

15. ホームレス自立支援のための支援制度を拡充するとともに、いわゆるネットカフェ難民等の住居を保障するための支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 自立支援施策として、巡回相談事業を拡充しました。

ホームレス自立支援施設を利用される方については、就労等の自立をされる場合について、横浜市民間住宅あんしん入居制度が利用できます。

(まちづくり調整局) 16年10月から、ホームレス自立支援施設を退所する方等、連帯保証人がいないことなどを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまう方を対象に、民間の保証会社を利用した「家賃保証」等を行うことで、入居を支援する「民間住宅あんしん入居事業」を実施しております。

6) 市民税等の減免制度の拡充を

1. 最低生活費を参考にした横浜型の市民税減免制度を創設すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 地方税法では、「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける」場合に市民税を減免することができることとされており、扶助を受けることができないような収入や預金あるいは不動産がある場合などは、減免の対象外とされております。

「最低生活費」も生活困窮を判断する1つの基準ではありますが、「最低生活費」のように、一定の金額をもって一律に減免を行うことは、適切ではないと考えております。

2. 市民税減免制度の周知徹底をさらに図ること。

<回 答>

(行政運営調整局) 減免制度については、これまでも「広報よこはま税務特別号」の全戸配布のほか、「税の知識」、「暮らしのガイド」への掲載、区役所窓口でのご案内などを通じて周知に努めてまいりました。

加えて、昨年11月には減免制度の詳細を掲載した案内チラシを区役所窓口へ設置するとともに市税ホームページにも掲載いたしました。

さらに、6月に発送する納税通知書の説明欄にも「失職等により所得が少ない場合」を追加するなど、引き続き一層の周知拡大に努めてまいります。

3. 市民税滞納世帯に対して、差し押さえ等の罰則第一主義ではなく、個々の事情に対応した丁寧な収納相談を行うこと。

<回 答>

(行政運営調整局) 市税の徴収にあたっては、今後も、地方税法及び関連法令の規定にしたがい、適正に行ってまいります。

なお、納税者からの納税のご相談につきましては、これまでと同様、誠実に対応してまいります。

4. 要介護認定を受けている高齢者に対して、障がい者控除が受けられることを個別に連絡し、

住民税の減免を行うこと。

<回 答>

(行政運営調整局) 要介護認定を行う際に、窓口において市民税の控除が受けられることを個別にご案内しております。

(2) 教育・文化・スポーツの充実を

1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を

1. 「横浜市人権施策基本方針」による人権施策、「子どもの権利ノート」による児童養護施設等入所児童への人権施策に止まらず、「こどもの権利条例」を制定すること。

<回 答>

(こども青少年局) 17年4月に公表した本市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜子どもプラン」の中では、子どもの生きる権利、育つ権利を保障する意味で、子どもの視点にたつて子どもの成長段階に応じた支援策を展開することを理念として掲げ、事業を推進しております。

(教育委員会事務局) 本市では、10年度に策定しました「横浜市人権施策基本指針」に基づき、子どもの人権を含むすべての人権施策を推進しておりますので、教育委員会として新たに条例を制定する予定はありません。

2. 「いじめ」「暴力」の隠蔽を誘導する「数値目標」の策定は行わず、職員全員が一致して解決にあたる体制をつくること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 子どもの問題行動に数値目標設定は適さないと考えます。全職員体制で隠されたいじめ・暴力行為を発見し、解消しようと努めております。

3. 「いじめ」「暴力」を行う児童生徒、その影響をうける児童生徒へのケアについて専門家も含めた体制をとること。また、担任や保護者への相談体制を充実すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校での相談を充実するとともに、関係機関と連携し児童生徒のケアを行なってまいります。

また、児童生徒個々に応じた指導やケアを行うため、担任一人で問題を抱え込むことのないよう組織体制の強化を図ってまいります。

4. 「不登校」や「ひきこもり」解消のため、保護者が安心して相談できる公的専門機関を拡充すること。フリースペースなど民間施設・NPOへの家賃などの支援とともに、「親の会」や保護者へ公的支援を強めること。

<回 答>

(こども青少年局) 義務教育終了後のひきこもりや不登校の問題など、青少年に関する総合相談を実施している青少年相談センターの機能を引き続き充実するとともに、地域での相談機関として「地域ユースプラザ」の設置に取り組んでまいります。

また、相談活動を行っているNPO法人等の相談員を対象に研修の機会を提供してまいります。

(教育委員会事務局) 小中学生の不登校については、様々な相談需要に応じた、安心して相談で

きる体制づくりに努めます。そのために、民間教育施設との連携や「親の集い」の開催などによる保護者支援を引き続き進めてまいります。

5. 全国学力検査には、参加しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 全国学力・学習状況調査目的を勘案し、20年度全国学力・学習状況調査への参加を既に決定しております。

6. 校長の「恣意的判断」による決定、教員のリストラにつながっている「指導力不足教員」は教員を萎縮させ、教育の独自性が損なわれ弊害が多いことからやめること。主幹制度を廃止し、校長を中心とした教職員集団の民主的運営を行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 指導力不足教員の研修については、指導力不足から児童生徒を適切に指導できない教員に対して、教育委員会の判定会を経て決定しております。なお、教育公務員特例法の改正(20年4月1日施行)により、「指導改善研修」として制度化されることにより、本市においてもこれに沿って実施してまいります。

主幹教諭については、校長及び副校長の補佐や学校組織の各部門の統括として、学校運営上、必要不可欠な職であると考えております。

7. 学校の暑さ対策として、普通教室に早急に扇風機を設置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 普通教室の扇風機の設定については、各学校の状況に応じて、検討してまいります。

8. 学校特別営繕費を大幅に増額し、老朽化した給食室の改善やトイレの洋式化や、普通教室へのクーラー設置など、教育環境の改善に年次計画をたてて、取り組むこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 給食室やトイレの改修工事については、計画的な整備に努めてまいります。

普通教室へのクーラーの設定については、経費や環境に与える影響等から困難と考えております。

9. 老朽校舎の建替え、学校施設のバリアフリー化を促進すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 老朽校舎については、校舎の長寿命化を検討しております。また、学校施設のバリアフリー化の促進をはかってまいります。

10. 教育予算を増額し、「学校ファンド」、「提案型学校配当予算の創設」、「メリットシステム」は導入せず、保護者負担を減らすこと。各学校への予算は教育委員会が責任をもって配当すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) [行政運営調整局] 教育予算については、必要な予算の確保に努め、責任をもった学校配当を実施してまいります。また、学校現場にとってより良い配当の仕組みを検討してまいります。

11. 学校建設にあたっては、PFI方式を導入しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) P F I 事業により建設した十日市場小の状況を踏まえ、今後の対応について、検討してまいります。

12. 就学援助の適用対象を「生活保護基準額」の機械的対応に終わらず、実態に応じ柔軟な対応をすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 就学援助の適用対象は、所得基準のほか、特段の理由のある場合は認定対象としております。

13. 学校保健法に定める疾病の中に、アトピー、アレルギー病も含め、実態に合ったものを国に要望すること

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校保健法に定める疾病については、要望の主旨を伝えてまいります。

14. 「二学期制」については、子ども・保護者・教職員の意見を集約し検証し、三学期制にもどすことも含めて各学校での自主的判断を尊重すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 「学期制」については、2学期または3学期とし、学校長が定め、あらかじめ教育委員会に届けることが管理運営規則で定められております。

15. 教育的でない「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係わる協定書」は白紙にもどすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 児童生徒の健全育成の取り組みとして本協定を締結したものであり、協定書の白紙撤回を行う考えはありません。

2) 30人以下学級を実施し、ゆきとどいた教育を

1. 義務教育国庫負担制度を維持するよう県に働きかけ、他の自治体と共同して国に強く求めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える極めて重要な事項であることを十分踏まえ、地方に負担転嫁することのないように、その所要全額について適切な財政措置を講ずるよう、国に要望してまいります。

ただし、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという国庫負担制度が担ってきた精神は尊重し堅持すべきと考えます。

2. 小学校・中学校・高校で30人以下学級を実現すること。当面、小学校低学年において、市独自で早急に実現すること。現在実施している35人以下学級の対象学年を拡大すること。そのための教員を、市独自の予算で配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の学級編制基準については、神奈川県教育委員会は、引き続き、40人を基準とするとしております。

また、本市独自に非常勤講師等を雇用し、少人数学級を実施することは、多額の財政負担を伴うことから困難であり、教育効果の点などにおいても課題があると考えております。

3. **TTや、低学年サポート非常勤講師数増などのスクールサポート事業を引き続き拡充すること。AETは民間会社の派遣社員を使用せず、直接雇用とすること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 指導方法工夫改善定数については、神奈川県教育委員会から配当されており、本市独自での拡充は困難です。

また、スクールサポートの拡充については、中期計画重点事業に掲げるとともに、横浜教育ビジョン推進プログラムで、22年までに低学年サポート非常勤講師の100人配置及びアシスタントティーチャー150人派遣を計画しております。

AETの配置については、民間に委託することで、即戦力として活用できる人材を比較的安価に確保できること、また、直接雇用の際、教員が行ってきた労務管理を大幅に軽減することが可能となり、その業務量を教員研修等に振り向けることができることから、今後も委託の方向で考えております。

4. **深刻な教師不足を解消するために、データに基づいて学級数を推定し、正規職員を採用・配置すること。新任教職員を計画的に多く採用し、欠員のための臨時任用教職員を減らすこと。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 採用者数については、次年度及び中期的な退職者の動向等を踏まえ、決定しております。過員を出さず、安定した教職員採用を行うためには、長期的な見通しの中で、ある程度、臨時的任用職員による対応が必要と考えておりますが、臨任数の削減については、努力してまいります。

5. **コスト削減ありきの小規模校の再編廃合はやめるとともに、大規模校を解消すること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」(15年12月)に基づき、通学区域の弾力化や学校統合等により学校規模の適正化を図り、教育環境の向上に努めてまいります。

3) 安全で豊かな学校給食の充実を

1. **小学校給食調理の民間委託は見直し、直営で実施し充実、発展させること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校給食について、効果的・効率的な業務運営を一層推進するとともに、民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れて給食業務をさらに充実していく観点から、今後も民間委託化を拡大してまいります。

学校給食調理業務の民間委託につきましては、安全確実な履行や、給食運搬による安全とゆとり時間の確保などの効果が確認されております。

2. **学校給食での地産地消を推進すること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) (財)横浜市学校給食会の共同購入における市内産野菜の利用率の向上や、

学校独自献立・独自購入を活用した市内産野菜の利用促進により、地産地消を推進しています。

3. 新規に調理員を採用し、基準に見合った必要な調理員を確保すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 学校給食調理業務の円滑な実施に支障がないよう関係局と調整し、対応してまいります。

(教育委員会事務局) 円滑な業務実施が図られるよう、引き続き必要な対応に努めてまいります。

4. 給食用の磁器食器が破損した場合、補充は合成素材の食器ではなく、磁器食器を補充すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 給食で使用する食器は、教育委員会で食器の特質や価格などに関する情報を提供し、各学校で安全性や使いやすさなどを考慮しながら材質を選択して購入しております。

5. “食は教育”の立場で、中学校の完全給食実施にむけて、検討委員会を設置して検討を進めること。当面、ミルク給食を早急に実施するとともに、業者弁当は、名古屋市で行われているような給食と位置づけたデリバリー方式を採用すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校の昼食については、家庭との連携を図る手だての一つともなることから弁当を持参することを基本としております。特に中学校期は体格・食事量など個人差が大きくなるため、画一的な献立より、個々に応じた昼食の方が望ましいと考えます。

4) 障がい児の教育と卒業後の生活保障の充実を

1. 汗で補聴器が使えなくなるため、ろう学校に早急にクーラーを設置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 実態を調査した上で対応を検討してまいります。

2. 個別支援学級へ専任教員を配置し、教員の過重負担や教育の質の低下を招かないこと。校内委員会のコーディネーターは、役割を十分果たせるよう専任にすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 個別支援学級には、学級担任を配置しており、専門性のある教員の配置に努めております。

特別支援教育コーディネーターの専任化は困難ですが、校内委員会を活用して、組織的に対応できるように支援してまいります。

また、特別支援教育コーディネーターの連絡協議会を開催し、情報交換や事例検討を通して、学校での役割が果たせるようにしてまいります。

3. 養護教育相談センターなど担任や保護者が相談できる相談体制を拡充すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 養護教育総合センターでは、相談件数の増加に応じ、相談員等の増員を図るとともに、教職員の相談にも応じております。

4. 病弱児教育の浦舟養護学校は、校庭を確保し、教員も充足したものに換えること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 校庭の確保は困難ですが、多目的室等において一人ひとりの病状に応じた活動を行っております。

5. 盲、ろう学校の就学前の早期教育相談を制度化し、必要な人員配置を行うこと

<回 答>

(教育委員会事務局) 早期教育相談の制度化は困難ですが、人員配置については県に伝えてまいります。19年度は、盲・ろう特別支援学校に、それぞれ週30時間、市費にて非常勤講師を配置しております。

6. 重度障がい者に重点を置いた就労保障を行うため、関係機関に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者の就労支援につきましては、障害の種類や程度、年齢等にとらわれず、多くの方が雇用されるよう支援を行っていくことを、労働・福祉・教育等関係機関に働きかけてまいります。

7. 特別支援学校の校内委員会に家族および弁護士等の第三者を参加させて、いろいろな立場での視点で協議するようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 校内委員会は各学校の状況や内容によって構成員を決定し、保護者や本人の教育的ニーズを取り入れながら協議しております。

8. 特別支援学校に、苦情解決窓口や第三者評価制度などのシステムを設け、気軽に相談できるようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 各学校においては、学校評価の取組の中で保護者の要望等についてうかがってまいります。

5) 高等教育の充実を

1. コスト削減ありきで、学校現場や保護者の声を反映しない「横浜市立高等学校改革推進プログラム」はやめ、市立高校9校の存続、充実を促進すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 「横浜市立高等学校改革推進プログラム」に基づき、生徒が社会の中で自立する力を身につける教育を行ってまいります。

2. 県立高校全日制の募集枠を拡大するよう県に強く求めるとともに、必要性に応じて総合高校の新設・増設を検討すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 県内の全日制公立高校の募集定員を決定している「公私立高等学校設置者会議」(神奈川県知事が主宰)の場で、神奈川県教育委員会や私立高等学校と協調しながら、公立高校の定員枠がより多く確保されるよう、働きかけてまいります。

また、新設・増設については、現時点では考えておりません。

3. 鶴見工業高校の跡地利用については、特別養護老人ホームや市民利用施設など地域住民の要

望にそったものにするよう働きかけること。

<回 答>

(都市整備局) [鶴見区、健康福祉局、教育委員会事務局] 鶴見工業高校の跡地利用につきましては、周辺の密集市街地の環境整備や商店街の活性化等を考慮し、地域住民のご意見も踏まえながら、関係局区が連携しながら検討してまいります。

4. 戸塚高校の定時制募集を引き続き行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 戸塚高校定時制については、社会状況や市民ニーズの変化、志願者の増減など幅広く踏まえ、総合的に望ましいあり方を検討してまいります。

5. 市立高校の定時制の定員枠の拡大、募集再開を行い、希望者の全員入学を保障し、教育の機会均等を保障すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 募集を停止した定時制高校の募集を再開する考えはありません。

6) 市立大学の教育・研究・医療の充実を

1. 運営交付金の削減をやめ、学費を値上げしないこと。奨学金制度を充実させること。

<回 答>

(都市経営局) 運営交付金につきましては、中期目標で定めた基準に基づいて交付しております。学費につきましては、厳しさの増す大学間競争の中において、そのあり方について総合的に検討してまいります。

また、横浜市立大学では、従来の奨学金貸付制度の充実に加え、19年度に災害の発生等に対応した災害見舞金制度や成績優秀者へ学業奨励金を給付する制度の創設を行いました。今後も学生が安心して学生生活を送ることができるよう、引き続き努力してまいります。

2. 金沢八景キャンパスの学生トイレ・グラウンドの改修、福浦キャンパスの実習室の冷暖房化など、キャンパスの教育・研究環境を改善すること。

<回 答>

(都市経営局) 公立大学法人横浜市立大学では、キャンパス全体の環境改善については学生や教員の要望にできる限り応えるよう努力してまいります。20年度については、金沢八景キャンパス体育館の外壁改修や医学部の解剖実習室のホルムアルデヒド対応などを実施します。

3. 金沢八景キャンパスの老朽校舎などの再整備計画を早急に具体化すること。

<回 答>

(都市経営局) 金沢八景キャンパスの施設の耐震補強・老朽化対策等につきましては、公立大学法人横浜市立大学が策定(20年3月策定予定)する金沢八景キャンパス整備マスタープランをもとに、市と法人で協議・検討を行ないます。

4. 全員任期制は見直すこと。

<回 答>

(都市経営局) 公立大学法人横浜市立大学では、労働条件について、労働基準法の定める手続きに従い、労使の対話を行いながら対応しております。

5. 英語能力テストTOEFL500点取得を3年次への進級要件としないこと。

<回 答>

(都市経営局) 公立大学法人横浜市立大学では、19年4月には学生をサポートするためのプラティカル・イングリッシュセンターを設置しサポート体制を整備したところですが、今後も引き続ききめ細やかなサポート体制を整えてまいります。

6. 高度医療や政策医療をになう大学付属2病院への運営交付金を削減しないこと。

<回 答>

(都市経営局) 公立大学法人横浜市立大学附属2病院への運営交付金は、中期目標で定めた基準に基づいて交付しております。

7) 地域での子ども・青少年施策の拡充を

1. 青少年プラン基本計画は、青少年も参加する委員会を設けて年次計画を立て、遅れている青少年施策の推進を図ること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜市青少年プランについては、かがやけ横浜子どもプラン(横浜市次世代育成支援行動計画)との整合性を図りながら、目標達成に向けて取り組んでまいります。

また、青少年に関わる様々な事業を展開する中で、青少年自身の意見も取り入れているところです。

2. 青少年プランの重点的に取り組む事項の居場所づくり事業は、予算を増額し、占有の場所で青少年の参加する運営委員会を作り、希望や意見を取り入れたものにする。

<回 答>

(こども青少年局) 中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行い、さらに青少年自らの企画、運営により事業を行う「青少年の地域活動拠点」を設置してまいります。

運営にあたっては、青少年自らの意見や提案を尊重しながら、地域の特性に応じたさまざまな事業を行ってまいります。

3. 学校週5日制に対応した子どもが安心して過ごせる多様な居場所、生活圏内に遊べる自然空間、児童が学習や交流ができる児童施設、スポーツができる広場など地域の環境整備をすること。

<回 答>

(市民活力推進局) 地域が主体となる居場所づくりが広く取り組まれ、運営が充実していくよう、地域への情報、ノウハウの提供など、さまざまな支援を行い、引き続き地域と協働して取り組んでまいります。

(こども青少年局) 小学生については、安全で快適な放課後の居場所を確保するため、「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童健全育成事業」を推進するとともに、地域の公共施設等を活用し、地域活動との連携を進めることにより、放課後の居場所のネットワークを築いてまいります。

中・高生については、放課後や土曜日などに、気軽に集い、仲間や地域の大人との交流やさ

さまざまな体験等を行う場として、地域活動拠点を設置してまいります。

(教育委員会事務局) 学校開放事業では、完全学校週5日制の支援として、地域の実情に合わせて、土曜日の午前中、校庭・体育館などの自由開放を行っております。

4. プレイパークなど市民活動への支援を充実すること。

<回 答>

(子ども青少年局) [環境創造局] プレイパークについては、地域の理解と協力を得ながら活動団体を支援し、関係局区が連携を図って活動を推進してまいります。

5. 図書館業務に指定管理者制度を導入しないこと。また、高度な付加的サービスについても有料化は行わないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 今後の図書館の運営については、「横浜市立図書館のあり方懇談会」による報告を踏まえて、サービスの内容や管理運営手法について検討してまいります。

6. 青少年図書館から転換したコミュニティハウス、地区センター図書室と中央図書館のネットワーク化をすすめ、市民が利用しやすくすること。

<回 答>

(市民活力推進局) 地区センター等と図書館とのネットワーク化については、17年12月から青葉区の奈良地区センターで、図書館資料の貸出・返却を試行的に行なっておりますが、厳しい財政状況等から本格的な導入については困難と考えております。

(教育委員会事務局) 青少年図書館から転換したコミュニティハウスや地区センター図書室の蔵書データを図書館データベースに登録し、17年4月から図書館ホームページで蔵書情報の検索を可能にするなどの情報ネットワーク化を行いました。

また、17年12月からは、青葉区の奈良地区センター、旭区二俣川駅及び戸塚区東戸塚駅の行政サービスコーナーで図書館蔵書の貸出・返却取次サービスを試行実施しました。

さらに19年10月からは、図書取次サービス・ポイントを青葉区の地区センター等6か所に拡充しております。

7. 図書館の資料費を増額すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況の中で図書館資料購入費の増額は困難です。

8. 他都市と比べて人口比で圧倒的に少ない図書館について、各区2館を目標に計画的に増設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、図書館増設の具体的な計画はありません。

9. 他市町村で行われているような、近隣市との図書館の広域利用ができるようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 他都市の方が横浜市立図書館の利用が可能になりますと、蔵書数が近隣他都市と比べて多い等の条件などから、横浜市立図書館に利用が集中する可能性があります。横浜市立図書館では、現在年間約1,090万件の貸出冊数、約197万件の予約受付件数があり、利用登録を市内に在住・在勤・在学の方に限定していても、資料提供が十分とは言えない状況に

あります。以上のような現状を鑑み、広域利用及び他都市との相互利用については、実施の予定はありません。

8) 文化・スポーツ施策の拡充を

1. 国の文化芸術振興基本法に基づき、市民個人や市民団体の芸術・文化活動の自主性を尊重し、市民文化の振興を支援する施策を拡充すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 本市としましても、国の文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図ってまいります。

2. 1区1館の区民文化センターを早期に整備すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 文化施設の整備につきましては、施設の配置バランス、街づくりの状況、地域の文化振興のあり方等を総合的に考慮しながら検討してまいります。

3. 身近なところに野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を各方面にすすめること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。

<回 答>

(環境創造局) 近隣公園や街区公園などの身近な公園では、少年野球や少年サッカーなどのスポーツもできる多目的広場の整備やゲートボールなどもできる広場の整備を推進しています。

今後とも、スポーツ施設については、各区のスポーツ需要や配置バランスを考慮しながら拡充に努めるとともに、公園内の各種運動施設の利用料金についても、適正な料金を検討してまいります。

9) 生涯学習の振興のために

1. 大学、学校施設の市民開放を積極的に行い、活動に必要な備品については、市の責任で整備すること。また、有料化はしないこと。

<回 答>

(都市経営局 下線部について回答) 公立大学法人横浜市立大学では、今後も教育研究事業に支障のない範囲で大学施設の市民開放を積極的に行ってまいります。

なお、料金については受益者負担の原則により応分の負担をお願いしています。

(教育委員会事務局) 市立小・中学校の学校施設は、今後も学校教育に支障のない範囲で開放を進めてまいります。活動に必要な備品につきましては、各学校開放運営委員会が整備することとしています。なお、18年12月の「横浜市学校開放あり方検討委員会」の提言を受け、クラブ型組織による自主的、自立的な学校開放の確立に向けて、準備を進めてまいります。

2. 地区センターなど市民利用施設の利用時間・利用料金については、引き続き利用者の要望に沿って見直すこと。

<回 答>

(市民活力推進局) 地区センターの利用時間については、地域の実情に応じ、柔軟に対応しております。また、利用料金制については、受益者負担の適正化の観点から導入したものであり、

見直しは考えておりません。なお、利用料金収入の1/3相当額については、引き続き利用者に還元してまいります。

(3) 横浜市内総生産を支え、市民経済と雇用を創出している中小商工業者の振興を

1) 市内中小商工業者の景気回復と地域経済の振興と雇用の創出を

1. 中小商工業者の振興のための横浜市の責務などを規定する「中小企業振興基本条例」を制定すること。

<回 答>

(経済観光局) 中小企業の振興は、横浜経済の持続的な発展を実現する上で重要な施策であるため、中期計画の基本施策として、「元気で自立した中小・中堅企業の創生」及び「市民生活を支える地域経済の活性化」を掲げ、重点的に取り組んでおります。

具体的には、経営・技術の相談事業、制度融資の充実、商店街支援、新事業創出支援など、創業から上場まで一貫した支援体系のもと、それぞれの中小企業の課題・ニーズに応じて、きめ細かく総合的に支援を実施しておりますので、新たに条例を制定する予定はございません。今後とも市内中小企業の活性化に努めてまいります。

2. 中小商工業者振興のための予算の増額、及び、市経済観光局職員の増員を図ること。

<回 答>

(経済観光局) 市の厳しい財政状況を踏まえ、より一層効率的で効果的な行政運営を図る中で、新産業の育成支援や中小企業の経営基盤強化と成長発展の支援など、横浜経済の活性化に向けた総合的な施策を積極的に展開し、市内中小業者へのきめ細かな支援を実施してまいります。

3. 市内全中小商工業事業所を対象にした、対面・ヒヤリングによる悉皆調査を実施し、経済観光局として具体的な施策に展開すること。

<回 答>

(経済観光局) 経済観光局では、市の厳しい財政状況を踏まえ、より一層効率的で効果的な行政運営を図る中で、新産業の育成支援や中小企業の経営基盤強化と成長発展の支援など、横浜経済の活性化に向けて、様々な施策を積極的に展開しております。施策展開にあたっては、常日頃から、担当職員が中小企業、商店街等の現場に出向き、様々な情報やニーズの把握を行っているところです。

中小企業等の実態調査については、四半期に一度市内企業約1,000社(うち中小企業約600社)に対するアンケート調査(一部企業に対してはヒヤリング調査も実施)を実施し、市内の景気動向を把握しております。

また、18年度に、3年ごとに行っている商店街実態調査を約370商店街を対象に実施しました。調査結果を踏まえて、区や(社)横浜市商店街総連合会等と連携し、商店街への支援策を検討してまいります。

このほか、内陸部の製造業約5,300社対象の実態調査で把握した製造業事業者の意向を踏まえ、また、工業団体や事業者のご意見を伺いながら、18年度以降、ものづくり再発展支援として「工業集積促進助成」等の施策を展開しているところです。

4. 内陸部工業集積地立地状況調査や商店街実態調査結果を参考に、具体的な支援策を市民・中

小商工業者と協働で打ち出し実施すること。

<回 答>

(経済観光局) 製造業の実態調査等に基づき工業団体や事業者のご意見を伺いながら、18年度からものづくり再発展支援として、「工業集積促進助成」等の施策を展開しているところです。また、商店街実態調査の調査結果を踏まえて、区や(社)横浜市商店街総連合会等と連携し、商店街への支援策を検討してまいります。

5. 地域経済振興のため各行政区に経済振興課を設置し、区内の中小商工業者の経営相談・情報提供や各区の地域経済振興策を策定すること。

<回 答>

(経済観光局) 中小商工業者に対する経営相談については、経済観光局金融課において、専門的な知識を持つ職員(中小企業診断士)が経営相談を行っています。相談内容は個別具体的であり、専門的な部門で受け付けることが、より円滑な相談対応や情報提供に結びつくものと考えております。

各区に経済振興課を設置することは考えておりません。

6. 「企業立地促進条例」を廃止し、この条例によってすでに誘致した企業の、社屋・研究所・工場等の建設に関わる市内建設業者の参入を拡大し、従業員については市内雇用の比率を高め、雇用形態については正規雇用を原則とするよう指導するとともに、市内経済への波及効果を数量的に明らかにすること。

<回 答>

(経済観光局) 「企業立地促進条例」につきましては、条例を活用した企業誘致や立地を働きかけることにより、大規模な企業進出や設備投資が促進され、市民の就業の場の拡大や、市内中小企業の事業機会の拡大が図られるなど、横浜経済全体の活性化につながるものと考えております。

よって、条例の適用に当たりましては、市民雇用の増大が見込まれる計画、市内企業の事業機会の拡大に資する計画ならびに誘発雇用効果の高い計画であるかを審査し、助成金の交付や税軽減を行っています。

また、条例認定企業には、市内企業の活用を市長名で依頼するなどの働きかけを行っているほか、実態を把握するための発注状況調査を毎年実施しております。

7. 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民活力推進局及び経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金や優遇税制制度などを創設すること。

<回 答>

(経済観光局) 若年者を含め対象者ごとの雇用関連施策を体系的に提供できるよう、市内経済団体や就業支援に関わるNPOなどで構成する「横浜市地域連携雇用促進協議会」を運営するとともに、庁内の連携を強化するための連絡会議(庁内連絡会)を開催することなどにより、平成18年度に策定しました「横浜市雇用創出促進プラン」の着実な推進を図ってまいります。

8. 若者の就労支援のために職業訓練や就労セミナーなどを充実すること。

<回 答>

(こども青少年局) [経済観光局] 若年無業者の職業的自立に向けた支援としては、よこはま若者サポートステーションにおいて、一人ひとりの状況に合わせた自立支援プログラムを作成し、他の関係機関・企業と連携しながら、就労に向けた様々な体験事業及び就労セミナーを提供してまいります。

9. 社会的責任として、市内企業に対して正規雇用を増やすよう積極的に働きかけること。

<回 答>

(経済観光局) 市内経済団体や就業支援に関わる NPO など構成する「横浜市地域連携雇用促進協議会」と連携・協働しながら、平成 18 年度に策定しました「横浜市雇用創出促進プラン」に基づき市内における雇用創出を図ってまいります。

10. みなとみらい 21 地区での観光産業振興を、市内中小業者に結びつけるためのプロモーションを充実させること。

<回 答>

(経済観光局) 横浜の観光・コンベンションを推進する中で、市内中小企業の振興を積極的に働きかけてまいります。

2) 中小企業に資金が安定的に供給されるよう市の公的金融支援を拡充すること

1. 横浜市信用保証協会の役割を強化し、積極的に融資斡旋業務を行うよう制度の改善と体制の補強をおこなうこと。

<回 答>

(経済観光局) 本市においては、市保証協会に対し、出えんや代位弁済補てんを行い、市信用保証協会の経営基盤強化により中小企業者の保証促進を図っております。

2. 市制度融資を取り扱う全金融機関に、制度融資の相談に積極的に対応する窓口と係りを設置するよう指導し、市内企業に対し市制度融資自体が十分認知されるよう、施策や制度の PR を徹底すること。

<回 答>

(経済観光局) 本市では、毎年、年度当初に取扱金融機関を対象に説明会を開催し、制度融資の積極的な活用を要請しております。

加えて、引き続き取扱金融機関へ出張し、個別説明会を開催するなど、制度融資の活用を積極的に要請してまいります。

3. 直貸しによる小額融資制度を創設し、迅速、簡便な審査で金融事故や、高利貸し被害を未然に防止すること。

<回 答>

(経済観光局) 不特定多数の事業者を対象とした直貸しについては、管理上の問題、経費・人件費の確保の観点等から実施は困難です。

また、迅速、簡便な審査で融資を行う制度として、16 年度に「地域連携迅速対応資金」を創設しています。

4. 「公契約条例」を制定し、公共工事や、指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」

における労働条件を守ること。

<回 答>

(行政運営調整局) 指定管理者が雇用する者の労働条件は、指定管理者と被雇用者の間で定めるものと考えております。

5. 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」と附帯決議に基づき、地方自治体としての責務として元請・下請け関係の透明性を図ること。

<回 答>

(行政運営調整局) 元請・下請け関係につきましては、契約者すべてに「本市発注工事の適正な施工について」という書面を配布し、適正な下請け契約の締結や代金支払い等の適正化について要請しているところです。

3) ものづくり、中小製造業への支援の強化など中小企業対策を抜本的に強化すること

1. 市内中小企業の市場開拓・経営能力を上げるため、産・学・官・NPO等の連携をすすめるセンターを設置すること。また、方面別に中小企業支援センターのブランチを置くこと。

<回 答>

(経済観光局) (財) 横浜企業経営支援財団等での産学連携に関する相談業務を中心として、大学の優れた研究成果と市内中小企業の技術の出会い場の拡充や、事業化に向けた支援等を行ってまいります。

また、中小企業支援センターである(財) 横浜企業経営支援財団と市内8箇所の支部を有する横浜商工会議所との連携を図り、地域に密着した経営支援を行ってまいります。

2. 市内外の中小企業の異業種交流を進め、重層的で多様なマッチングの機会を確保すること。

<回 答>

(経済観光局) 商談会や見本市を開催し、市内中小製造業における取引の拡大や販路開拓につなげてまいります。

また、知的財産戦略を通じた知財活用における企業のマッチングやビジネスグランプリによる企業と支援機関とのマッチングなどを展開してまいります。

3. 川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施されている、入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図る小規模工事登録制度をつくること。

<回 答>

(行政運営調整局) 適正な施工を確保する必要から、入札参加資格を有する企業に発注することとしております。

入札参加資格の審査におきましては、そのための最低限の審査を行っているところです。

主な入札参加資格の審査内容は、

- 1 建設業の許可を受けていること
- 2 経営事項審査を受けていること
- 3 税金の滞納がないこと

であり、企業規模につきましては、審査の対象としておりません。

従いまして、企業の規模に基づいて発注する制度に関しまして、創設する考えはございません。

ん。

4. 中央卸売市場の公共的機能を拡充し、小規模な事業者の取引を保障すること。

<回 答>

(経済観光局) 市場の取引は卸売市場法、本市業務条例の取引規定に従い、開設者である横浜市の指導監督の下で行われています。市場における公正・公平で透明な取引を保つため、市場関係業者、開設者で構成する委員会等を開催し、セリ取引などについての取り決めを行うと共に、主要品目の卸売予定数量や卸売価格の結果などを公表しています。

4) 入札制度の改善を

1. 入札制度は、ランク別業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 本市の入札契約制度は、①不正行為の防止、②競争性・透明性の向上、③工事の質の確保、④市内企業の活性化を基本理念とし、16年度から実施しているところでありますが、引き続き、適正な競争環境の確保に努めてまいります。

2. すべての工事に最低制限価格制度・多様な失格基準を導入すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 20年度からは、総合評価落札方式を採用する工事とWTO対象工事に限り低入札価格調査制度を採用し、それ以外の工事は最低制限価格制度を採用します。

また、低入札価格調査制度においては、失格基準を導入しております。

3. 価格だけの落札方式から、構造物の安全・品質確保に必要な法令遵守・労働基準および地域振興に必要な要件などを加味した落札方式にすること。

<回 答>

(行政運営調整局) 総合評価落札方式につきましては、公共工事の品質確保を目的に、18年度から試行を開始し、19年度は40件の工事を発注しました。今後、試行工事の入札結果や工事成績等を総合的に検証するとともに、国等の動向も参考にし、20年度の実施内容を検討してまいります。

4. 公正な労働基準等に基づき、適正な予定価格を設定すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 予定価格につきましては、設計図書に基づき適正に決定しております。

5) 無秩序な大型店舗の進出・撤退を規制し、商店街・中小商店への支援を

1. 大型店の身勝手な出店・撤退の規制をすること。

<回 答>

(経済観光局) 大型店の出店にあたっては、大規模小売店舗立地法及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づき、周辺地域の生活環境保持のために設置者に対し、適切な配慮を求めてまいります。

なお、都市計画法等の改正により、19年11月30日からは、床面積1万㎡超の大型店等が立

地できる用途地域が現行の6用途（商業・近隣商業・準工業・工業・第二種住居・準住居）から3用途（商業・近隣商業・準工業）に制限されました。

2. 商店街の街路灯の維持管理費への助成を増額すること。

<回 答>

（経済観光局）街路灯の電気料の助成については、引き続き現行制度で実施してまいります。

3. 空き店舗対策を引き続き進め、コミュニティビジネスなど新規に出店を希望するものへの事業資金のあっせんや家賃補助等の支援策を強化すること。

<回 答>

（経済観光局）空き店舗活用事業については、改装費や家賃を助成する事業を実施しており、今後もコミュニティビジネスを含めた新規出店事業者に対し、助成を行ってまいります。

事業資金については、市内で事業を営んでいる方は、中小企業融資制度が、さらに、市内で新たに事業を始められる方には、創業ベンチャー促進資金があります。また、コミュニティビジネスの創業や新事業展開に対し、経費の一部助成と経営支援により、事業化を促進しています。

4. 地域住民、自営業者、区役所の担当者などで構成する「まちづくり委員会」（仮称）等の具体的な組織をつくるなど、地域に密着した商店街ソフト支援策を拡充すること。

<回 答>

（経済観光局）「地域コミュニティの核」としての商店街の重要性を考慮し、安全・安心な商店街づくり事業や商店街活性化プラン支援事業など、商店街、自治会・町内会、コミュニティビジネス事業者等、地域の様々な活動団体の協働・連携による商店街活性化の取り組みを支援してまいります。

6) 市内農業をまもり、発展させる

1. 市内農業の振興策を強め、農地の保全、よこはまブランド野菜や畜産物等の安定供給など、地域農業の活性化を図ること。

<回 答>

（環境創造局）横浜ブランド農産物や畜産物等の生産振興と担い手の育成などの農業振興対策を強化し、都市農業の振興と農地の保全を図ってまいります。

2. 農業後継者対策の充実をはかること。

<回 答>

（環境創造局）認定農業者を中心に農業経営改善セミナーの開催や経営診断の支援および、農業後継者や女性農業者の活動支援を行ってまいります。

また、新規就農者を育成・支援するチャレンジファーマー制度の推進や、Uターン就農者への研修を行ってまいります。

3. BSE（牛海綿状脳症）の全頭検査を継続すること。

<回 答>

（環境創造局）消費者の不安払拭の観点から、本市では引き続き全頭検査を実施してまいります。

(4)大型開発を見直し、生活・環境密着型の公共事業に切り替え、市財政を立て直すこと

1) 不要不急の大型公共事業を見直す

1. 南本牧埋め立て事業、上大岡駅西口再開発事業、横浜港大さん橋国際客船ターミナルなどの大型開発の失敗の原因と、行政の責任の所在を改めて明らかにすること。

<回 答>

(都市整備局) 上大岡駅西口地区市街地再開発事業はバブルの前に計画したものであり、その崩壊の影響を大きく受け、収支不足が発生し、見通しが甘かった点はありませんでした。甘んじて受け入れなくてはなりません。

しかし、鎌倉街道の拡幅、バスターミナルなど公共施設整備により、交通の円滑化や地域の防災性が向上したことも事実であります。

さらに、商業・業務・文化施設の集積により、雇用の場の拡大や街の賑わいが増大し、都市機能の強化が図られ、市民のご理解をいただいているものと思います。

また、この事業を契機に鎌倉街道をはさんだ上大岡B地区が完成するとともに、C 南地区も工事に着手するなど街づくりが進んでおります。

今後、事業を進めるにあたっては、計画の段階から地区の特性を踏まえて、施行主体、事業の効果や見直しなどを慎重に検討していきたいと考えます。

(港湾局)【南本牧埋立事業】 南本牧埋立事業については、公共建設発生土の減少による事業期間の長期化や、急激な地価下落と事業期間が重なったこと等から、収支が悪化しました。16年度に「中期財政プラン」を策定し、計画的に企業債の償還を進めると共に、廃棄物次期最終処分場の整備や公共建設発生土の受入れのため、直ちに必要な事業を現在行っているところです。

【横浜港大さん橋国際客船ターミナル】 横浜港大さん橋国際客船ターミナルは、横浜港が国際港湾都市として将来にわたって発展するよう施設整備を行ったものです。国際的にも高い評価を得、15年以降5年連続日本一の客船寄港数を誇り、市民が集い、憩う港として賑わいを創り出しています。

2. みなとみらい21地区の土地売却については、土地価格の事前公表方式ではなく、入札方式とすること。

<回 答>

(都市整備局) みなとみらい21地区の土地売却につきましては、引き続き事業提案を重視した公募を行ってまいります。なお提案での優劣がつかない場合には、入札を実施します。

3. 南本牧MC-3、MC-4の大水深コンテナバースにおける過大な整備を中止すること。

<回 答>

(港湾局) 基幹航路におけるコンテナ船の超大型化が進展していることなどから、世界最大級の水深20m岸壁を有するMC-3コンテナターミナルについては、19年度より工事に着手し、24年度供用を目指して整備を進めてまいります。

4. 横浜港において、国際競争力強化の名のもとで行われている可能性のある二重派遣などの無法を取り締まり、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮によって中小港運業者や労働者が低賃金・過重労働にならないよう、対応策を講じること。

<回 答>

(港湾局) 港湾労働法等、関係法令に基づく労働者の雇用安定・秩序維持については、厚生労働省神奈川労働局が直接の所管となりますが、これらの問題に留意して、横浜港の国際競争力強化の推進に取り組んでまいります。

5. 現在進められている京浜臨海部再編整備の「マスタープラン」見直しにあたっては、情報公開と市民参加で行うこと。

<回 答>

(都市整備局) [経済観光局、港湾局] 9年2月に策定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」に沿ってまちづくりを進めていますが、社会・経済状況等が変化する中で、現在、マスタープランで「重点整備地区」として位置付けられている大黒町地区などを対象に地区の現状把握と課題整理を行っているところです。

6. 高速横浜環状道路計画は、白紙撤回をふくむ抜本的見直しを行うこと。

<回 答>

(道路局) 横浜環状道路は、本市の道路網の骨格をなし、市民生活の利便性や市内経済の活性化につながり、さらには市内交通混雑の緩和や交通円滑化による環境改善をもたらす重要な路線であります。

また、横浜港の機能強化や京浜臨港部の活性化のためにも重要で、都市再生プロジェクトにも位置付けられていることから、早期に整備する必要がある路線と考えております。

横浜環状南線及び北線はすでに事業が本格化しており、早期完成に向け、今後とも、整備を推進してまいります。

横浜環状北西線については、早期事業化に向け、引き続き環境影響評価に必要となる現地調査等を実施するとともに、具体的なルート・構造等の道路計画の検討を進めてまいります。

7. 「都市計画道路の見直し」では、「廃止」「変更」「追加」「存続」の見直しパターンを市民に周知徹底し、環境に配慮した街づくり、道路づくりをすすめること。

<回 答>

(道路局) 「都市計画道路網の見直しの素案(案)」につきましては、「広報よこはま平成20年1月号」の各区版に説明資料を折り込み、広く市民への広報を行いました。さらに、市内8箇所での説明会や、各区でオープンハウスを開催し、市民広報に努めているところです。

また、「素案(案)」の策定にあたっては、「活力あるまちづくり」「安全なまちづくり」「環境に配慮したまちづくり」など6つの視点による評価や、既存ストックの活用など、総合的に評価・検証し「存続」「変更」「廃止」に分類するとともに、必要な路線を追加しました。

今後、現在事業中の路線の進ちょく状況等も踏まえながら、効率的、効果的な都市計画道路の整備に努めてまいります。

8. PFI手法の導入にあたっては、慎重に対応し、地元業者が参加できるよう必要な支援制度を創設すること。

<回 答>

(都市整備局) PFI事業は全ての施設整備事業に導入するのではなく、民間の創意工夫の活用余地が大きく、民間企業のノウハウを生かせる事業や、施設の整備から維持管理まで一括して取

り扱うことによるコスト削減効果の高い事業などを中心に導入を推進しています。

また、PFI 事業を実施するにあたっては、市内企業の育成を図り、市内経済の活性化を目指すことも必要と認識しています。したがって、事業者募集時における参加資格の審査において、経営事項審査の評点による制限を緩和するなど、技術力と意欲ある企業により多くの参加機会が確保されるように配慮しています。

9. 羽田空港再拡張事業に関わる神奈川口構想は、市民が是非を判断できるよう情報公開を徹底するとともに、事業の必要性・効果を慎重に検討すること。また、羽田空港再拡張事業への5年間で100億円の無利子融資貸付計画については見直すこと。

<回 答>

(都市経営局) 16年2月に、国土交通大臣と神奈川県知事、横浜市長、川崎市長による「神奈川口構想に関する協議会」が設置され、羽田空港再拡張・国際化の効果を最大限に活かすための施策が検討されています。協議会の資料は、事務局である国土交通省のホームページでの閲覧が可能となっており、また本市のホームページからの閲覧も可能とするなど、情報の公開に努めております。

羽田空港の再拡張・国際化は、横浜市にとっては、

- 1 東アジアへのアクセス時間が短縮されるなど市民の利便性が向上すること
- 2 海外からの観光客の増加や、海外企業の立地等による産業活性化などが期待できること
- 3 羽田空港の国際航空物流機能が強化されることで流通業務の円滑が期待できることなどのメリットが考えられます。

また、本市の試算によると、国際線が6,000km圏に6万回就航した場合、横浜市へは、一年間で、約1,400億円の経済波及効果、約27億円の税収増加、約6,500人の雇用増加が見込まれております。

以上のように、横浜市の国際競争力強化、経済の活性化の観点から非常に大きなインパクトを与える羽田空港再拡張事業に対して、事業の円滑な推進を図るため、事業の進捗よくにあわせて適切に無利子貸付による資金協力を実施しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2) 環境・生活重視型の市政運営に切り替える

1. 金沢区の産業団地内に建設予定の「大規模産業廃棄物焼却施設建設」については、大気汚染によるぜんそくなど住民への健康被害の不安は解消されていないことから、事業者中止を求めること。

<回 答>

(資源循環局) 当該施設については、環境アセスメントの実施や指導要綱に基づく事前協議の中で環境配慮を求めてまいりました。

廃棄物処理法に基づく施設の設置許可については、法の許可要件に照らし厳格に審査し許可しております。

2. 鶴見区の火力発電所「扇島パワーステーション」建設は、地球温暖化に逆行する大量の二酸化炭素を排出する工場のため、事業者建設中止を求めること。

<回 答>

(環境創造局) 環境影響評価法に基く手続は終了し、事業者は既に建設に着手しております。

3. 市街地緑地保全のために、その対象となる敷地面積の制度緩和を図るなど、活用促進をすること。瀬上の森については、緑の破壊となる再開発計画は中止すること。

<回 答>

(環境創造局) 市街化区域の樹林地を対象とする「緑地保存地区制度」は、平成 19 年度から面積要件を 500 ㎡以上に緩和し、制度の拡充を行いましたので、引き続き指定拡大に努めてまいります。

(都市整備局) 瀬上の森の上郷開発計画については、19 年 12 月に都市計画提案がなされました。今後、上位計画との整合や環境等への配慮、市街化調整区域のあり方などを踏まえ、厳正に審査・評価のうえ、総合的に対応していきます。

4. 温室効果ガスの本市の削減目標(2010 年度の 1 人当たり排出量を 90 年度比で 6 %以上削減)を確実に達成するために、市の地球温暖化対策地域推進計画を見直し実効性を持たせること。

<回 答>

(環境創造局) 横浜市の脱温暖化の取組みを加速するため、20 年 1 月に「横浜市脱温暖化行動方針」を策定するとともに、全庁的な推進組織を設置しました。今後は、行動方針に掲げた具体的な施策・事業を着実に実施するとともに、進捗状況の把握を行い、温暖化対策を強力に推進してまいります。

5. 金沢・野毛山・横浜動物園は、動物園に本来求められる「娯楽」「種の保存」「教育」「調査・研究」の 4 つの機能・役割を果すために、必要な指定管理料を保障すること。

<回 答>

(環境創造局) 動物を適正飼育していくための経費をはじめ、指定管理業務を良好に執行するための必要経費について措置してまいります。

6. 環境ホルモンなどを含めた水質監視体制の強化を行い、おいしくて安心して飲める水にするための対策を強めること。

<回 答>

(水道局) 水源等の水質監視のために、環境ホルモンを含めた物質の水質試験を定期的実施しています。さらに、本市など神奈川県内の 5 水道事業体で構成する相模川・酒匂川水質協議会では、厚生労働省など関係 5 省に対して水源水質の改善に資する施策の推進について強く働きかけを行っています。

また、安全でおいしい水を作るために、ISO9001 の品質管理体制及び ISO/IEC17025 の水質検査体制を継続し、国の水質基準よりさらに厳しい横浜独自の水質目標達成、水源涵養林の保護育成など水源の保全、及び塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消に取り組んでいます。

7. 共同住宅等の受水槽の検査・清掃が適切に行われるように指導・点検すること。

<回 答>

(水道局) 18 年度からは、受水槽の衛生管理を向上させ、お客さまの信頼を得ることを目的として、市内約 21,000 箇所全ての受水槽の巡回点検を実施し、不適切な部分の改善を設置者へ指導、助言を行うとともに、直結給水方式へ切替のアドバイザーとして、受水槽からの切替の広報を

あわせて実施しています。なお、巡回点検は、5年間で一巡する計画で実施しています。20年度は5,000箇所の点検を予定しています。

このほか、受水槽施設への水道局の対応としましては、お客さまの依頼により、蛇口での無料水質検査をサービスの一環として実施しております。検査の結果、水質に問題がある場合は、区福祉保健センターと連携して設置者へ受水槽施設の適正管理の指導を行っています。

8. 水道事業の収益は、大口利用者ではなく、福祉医療施設の減免や一般市民向けの料金引き下げとして還元すること。

<回 答>

(水道局) 水道事業財政は、水道料金収入が毎年減少し厳しい状況が続く一方、水道施設の拡張期に建設したものが多く配水管等や、浄水場などの基幹的施設の老朽化が進み、抜本的な更新が不可欠であり、耐震性の向上と併せて、多額の資金が必要となる見込みとなっています。

このため、より一層経営の効率化に取り組んで利益を生み出し、老朽管対策、施設の耐震化、浄水施設の再整備等に充当することによって、将来にわたって安全でおいしい水を安定的に市民にお届けすることを基本に、お客さまサービスの向上を図ってまいります。

9. 安全上問題の遊具を撤去した公園について、新たに安全な遊具を設置するなど整備するとともに、定期的に遊具の点検を行うこと。

<回 答>

(環境創造局) 19年度に撤去した遊具の再設置につきましては、20年度以降、地域の方々のご要望等を伺いながら、順次実施してまいります。

また、新たに策定した「遊具点検マニュアル」に基づき、定期的な点検に努めてまいります。

10. ドッグランの整備を進めること。

<回 答>

(環境創造局) 公園内のドッグランについては、利用者の相互理解、協力のもと、適切な管理運営を行っていくことが重要となります。このため、現在は公園利用者などで構成されるNPO法人などによる自主管理が行える場合に、一定の条件のもと、ドッグランの設置・利用を許可しており、本市で直接に建設を行っておりません。

3) 資源のリサイクルとごみの減量化の促進にむけて

1. ごみの生産者責任を明確にし、発生抑制と排出抑制をすすめること。事業系ごみについては、家庭系ごみと同様に小規模事業者にも配慮した分別収集と減量計画をつくり、推進すること。

<回 答>

(資源循環局) 事業者が主体的に、簡易包装や量り売り、リユース食器の使用など、ごみの発生抑制・排出抑制に取り組むよう働きかけてまいります。さらに、レジ袋を断る、詰め替えできる商品を選択するといった市民の行動が、事業者の取り組みを推進することを、市民に対して積極的にPRしてまいります。

事業系ごみ対策としては、様々な機会をとらえて、減量・リサイクルの啓発と働きかけを行っています。19年9月より事業者は、一般廃棄物処理計画で定める分別区分、排出方法を守って廃棄物を出すことが条例で義務付けられ、違反した場合は、勧告・公表・命令と段階的に指

導し、従わない場合は罰則（過料）が科されることとなります。

2. 燃やすごみの収集回数の週2回への変更は、2月の本格実施をやめ、試行期間を設けるなど、市民の合意と納得を得た上で、再検討すること。

<回 答>

（資源循環局）収集回数の変更につきましては、市民の方々にその趣旨や内容の説明を行い、各区や地域での説明の状況を踏まえた内容とし、20年2月4日から実施するものでございます。2月実施に向け、広報よこはまや局ホームページへの掲載、リーフレットの各戸配布、自治会、町内会への回覧を行ったほか、収集車による広報テープの放送や集積場所へのステッカー貼付など、様々な方法により周知・PRを図り、収集回数の変更がスムーズに開始できるよう努めているところでございます。

3. 家庭ゴミの10分別15品目収集については、市民の意見を踏まえて、収集回数を古布・古紙類は月2回、容器包装プラスチックは週2回にすること。

<回 答>

（資源循環局）古紙・古布につきましては、20年2月4日から月2回収集に変更いたします。プラスチック製容器包装につきましては、18年2月に実施した市民アンケートの結果でも、約9割の世帯で1週間あたり概ね45リットル1袋以下で排出されていることや、他のほとんどの都市でも週1回収集であるという状況を踏まえ、週1回収集で対応してまいりたいと考えております。

4. 家庭ごみ収集の無料制度を堅持すること。

<回 答>

（資源循環局）ごみ収集の有料化については、ごみの減量・リサイクルの推進に有効な手段の一つであると考えておりますが、有料化した分がひとたび家計に織り込まれてしまえばその効果が薄れることから、分別が徹底・定着した後で、導入の必要性も含め、検討すべきと考えています。そのため、まずは、市民の皆様とともに分別を推進していくことが重要であると考えています。

5. 家庭用電気式生ごみ処理機の助成額を増額すること。

<回 答>

（資源循環局）家庭用電気式生ごみ処理機の助成につきましては、引き続き1基20,000円を限度に半額を助成してまいります。

6. ごみの分別違反者に過料を科す前に、ごみの分別・リサイクルについて、市民へ丁寧な啓発を行うこと。

<回 答>

（資源循環局）分別の徹底・定着に向けましては、環境事業推進委員や地域の方々と連携して、集積場所での啓発・指導や説明会の開催、分別ルールを記した看板の設置等を行うとともに、分別されていないものなどが集積場所に出されていた場合は、取り残しによる啓発を行っているところでございます。

また19年12月には、ごみの分け方・出し方パンフレットを全世帯に配布いたしましたが、引き続き、分別・リサイクルについての周知や啓発に努めていくとともに、繰り返し指導等を

行っても、分別ルールを守らない者に対し、罰則を科す制度を導入してまいります。

4) 市営バス事業の堅持と市民の足をまもるために

1. 公営交通企業として、市営バス事業を堅持すること。そのために、必要な一般会計補助金は計上すること。

<回 答>

(都市経営局) 市営バス事業につきましては、19 年度から、民間並の経営を行う地方公営企業、すなわち「改善型公営企業」としてバス事業を継続しております。

「改善型公営企業」においては、経営を効率化することによって一般会計任意補助金を受けずに事業を継続することを目標の 1 つとしているため、19 年度以降は当該補助金を計上しておりません。

本市としましては、市民生活に不可欠で、本市の交通ネットワーク上必要な路線を維持するため、民営・公営を問わず対象とする「横浜市生活交通バス路線維持制度」に基づき、必要な補助金を計上してまいります。

2. 市営バスの「維持路線」の見直しにあたっては、利用者の声を充分に取り入れ、必要に応じて対策を持続すること。

<回 答>

(道路局) 「維持路線」については、利用状況等に大きな変化がなければ維持を継続してまいります。

なお、見直しを行う際には、利用状況や利用者の意見を考慮してまいります。

3. 市営バスの「暫定路線」は、ニーズに応じて引き続き継続すること。

<回 答>

(交通局) 暫定運行路線については、個々の路線の採算性などを見極めることが必要と考えておりますが、激変緩和として 2 年間に限り講じた措置である趣旨を踏まえ、対応する必要があると考えております。

4. 市民サービスの低下につながる市営バスの民営移譲はやめること。

<回 答>

(都市経営局) 市営バス事業につきましては、18 年度に新たな経営形態として、「完全民営化」「民間譲渡」「改善型公営企業」の 3 形態の比較考量を行い、その結果として「改善型公営企業」を選択しました。

19 年度には改善型公営企業としての企業ビジョンや経営目標を明らかにした「市営交通 5 年経営プラン」を策定し、市営バス事業の経営改革に取り組んでおります。

今後は、プランの計画期間内において民間並みの経営が実現できたかどうかというチェックを行ってまいります。

5. 交通不便地域を解消するために、路線の再編・新設、コミュニティバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。

(道路局) バス路線の再編成、新設については、事業としての採算性などの条件が整うことが必要と考えられますが、関係バス事業者に対して働きかけてまいります。

また、19年度から、地域が主体となって、地域の特性にあった交通サービスの検討を行う場合には、計画づくりから運行に至るまでの事業の立ち上げに対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」の運用を行っております。

(交通局) 地域の高齢化や、他のバス路線の運行状況等を踏まえ、通院やお買い物等の支援策として「生活支援バスサービス」を実施してまいります。

6. 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な利用者・事業者の負担にならないように補助を行うこと。

<回 答>

(道路局) 「地域交通サポート事業」を19年度から運用開始し、地域で具体的な計画について検討を開始した地区もありますので、まずはこれらの地区において、様々な工夫や知恵を出し合いながら、本格運行を目指してまいります。

話し合いの体制づくりを目指して取り組んでいる地区についても、取組がスムーズに進むよう、引き続き支援してまいります。

5) 安心して住み続けられるまちづくり

1. 切実な市民ニーズに合わせて、市営住宅の新規建設・管理戸数の増を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 市営住宅につきましては、順次進めております。建替えや民間が建設する共同住宅を借上げ、供給を進めておりますが、厳しい財政事情を踏まえ、借上げ型市営住宅の新規承認につきましては、19年度に引き続き休止します。

2. 市営住宅における暴力団の排除にかかわる警察との連携は、国土交通省住宅局長の通知に基づき暴力団との関係が疑われる場合に限ってのみ行い、入居予定者全員を対象に照会することはしないこと。

<回 答>

(まちづくり調整局) 国土交通省住宅局長の通知と条例改正の際に市会からいただいた意見を踏まえて対応します。

3. 「ヨコハマ・りぶいん」の家賃減額補助制度を見直し、住宅対象から市民に対する補助制度に変え、若い新婚世帯や高齢者・障害者同居世帯にも家賃補助制度に拡大すること。

<回 答>

(まちづくり調整局) ヨコハマ・りぶいん制度は、法律に基づいて家賃減額補助を行っております。入居者負担額は、所得税法に基づく所得金額から一定の控除済みの収入に応じて決定されます。補助の対象を事業者から入居者へ変更する予定はありません。

4. 市営住宅使用料の滞納者への強制的な退去は、悪質な場合を除き、機械的な対応はやめること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 今後とも入居者からの相談等には、福祉関係機関とも連携した、きめ細やかな対応に努めてまいります。

5. 区役所に常時「建築問題相談室」(仮称)をまちづくり調整局職員の派遣やNPOの協力を得て

設置し、建築紛争やマンションの維持管理や耐震診断、建替え問題などきめ細かな相談に対応できるようにすること。

<回 答>

(まちづくり調整局) ハウスクエア横浜などにおいて、マンションの維持管理や耐震性の向上、建替え問題等に関する相談を NPO の協力を得て定期的に行っているほか、一級建築士・マンション管理士・弁護士等の専門家を現地に派遣する制度などにより、市内のマンション管理組合の活動を支援しています。

引き続き市民のニーズや行政の効率性を踏まえてきめの細かい相談対応を図ってまいります。

6. 再開発事業等については、地元権利者の生活再建、商店街への配慮を重視し、過大な事業計画にしないこと。

<回 答>

(都市整備局) 拠点駅周辺における市街地開発事業の推進にあたっては、地元権利者や商店街等の方々と十分に話し合いを行い、それぞれの地域の実情や地元状況に適した事業計画の検討を行ってまいります。

6) 災害に強い安全なまちづくりをすすめる

1. 公共施設耐震工事計画の推進を急ぎ、学校施設、保育所などの福祉施設、集会所等の耐震化工事の促進を図ること。

<回 答>

(市民活力推進局) 地区センター等の補強工事につきましては、各施設とも耐震調査の結果等を踏まえつつ、順次対応してまいります。

(こども青少年局) [教育委員会事務局] 19 年度に引き続き、耐震補強工事の促進を図ってまいります。

(健康福祉局) 社会福祉施設については、計画的に耐震補強工事を進めてまいります。

(教育委員会事務局) 今年度に引き続き、耐震補強工事の促進を図ってまいります。

2. 水道、下水道などライフラインなどの公共施設の耐震化などを、いっそう推進すること。

<回 答>

(環境創造局) 震災時においても市民の皆様の安全で衛生的な生活を確保するため、水再生センター、ポンプ場及び下水道管路の耐震化を進め処理機能の確保を図ります。

(水道局) 水道施設等の耐震対策につきましては、18 年度に策定した中期経営計画における主要な施策でもあることから、耐震調査に基づき、施設や構造物の重要性を加味し、引き続き計画的に実施してまいります。

また、配水管についても老朽管の更新により、耐震化を計画的に進めます。20 年度は 21 億円増額し、口径 400 mm 以上の大口径管の取替えを促進するなど 85 km を予定しています。

3. 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、パンフレットをわかりやすい内容に改善し、制度の周知徹底を行い、診断士などのきめ細かな相談支援をすすめること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 多くの市民の方にご利用いただけるように、木造住宅の耐震診断、耐震改

修事業の周知には引き続き努めてまいります。

また、相談支援については、耐震診断の結果「倒壊の可能性がある又は高い」と診断された方のうち希望者に対して、専門家を派遣し、診断結果の説明や耐震改修計画、概算費用について相談に応じる仕組みを開始します。

4. マンションの耐震本診断と耐震補強工事を進めるために、助成拡充と利用促進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 分譲マンションの耐震補強工事への助成については、18年10月に補助率を1/3に引き上げました。

また、本診断や耐震補強工事の必要性があるにもかかわらず実施していない管理組合については、個別に案内文を送付するなど、制度の周知等、利用促進に努めてまいります。

5. 自然災害で被災した個人家屋の再建費を助成する「被災者住宅再建支援制度」の創設など、公的補償制度をもうけること。

<回 答>

(健康福祉局) [市民活力推進局] 「被災者生活再建支援法」については、19年11月に同法の一部が改正され、支援金を住宅本体の建設・購入にも使えるようになったほか、対象世帯の年収・年齢要件が撤廃されるなど、大きな前進が図られております。

被災者の生活再建支援については、「被災者生活再建支援法」に基づいて対応してまいります。(安全管理局) [市民活力推進局] 「被災者住宅再建支援制度」の創設等につきましては、全国市長会及び八都府県市で連携して、国に要望してまいります。

6. 消防力の新整備指標に基づく消防出張所の削減はやめること。

<回 答>

(安全管理局) 出張所の再編につきましては、消防需要に応じ、適正な場所に消防出張所をバランス良く配置し直すことにより、全市的な即応力や機動力が高まることから、これまで以上に市民の安全・安心を確保できるものと考えております。

7. 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強化を図り、震災時の即応体制を強めること。

<回 答>

(安全管理局) 「横浜型消防力再編計画」に基づく消防力の整備を推進するとともに、消防隊等の効率的な運用に努めるなど、大都市のスケールメリットをいかし、適切に対応していきます。

8. 地下街、中高層ビルでの防災・消火能力の強化を早急に図ると同時に、立ち入り査察を徹底し、指導・援助を強めること。

<回 答>

(安全管理局) 地下街、中高層ビルにおいて火災が発生した場合には、消防隊、救助隊、救急隊のほか、「はしご隊」、「排煙サルベージ隊」、「空気ボンベ搬送隊」、「照明隊」など、建物の状況に適応した部隊を出場させることとしています。

また、地下街、中高層ビル（特に高層ビル）の消防用設備等については、設置基準が強化されており、定期的に立入検査等を実施し、消防用設備等や防火、避難施設などの維持管理、防災訓練の実施などの防火管理全般について確認し、不備がある場合にあっては、是正指導を関

係者に対して行っています。

9. 時間降雨 50 ミリ対応の改修計画を早期に完成させること。河川の氾濫以外で、浸水頻度の高い地域について、水路整備、排水施設の改善等緊急対策を実施すること。そのためにも、水再生処理センターの統廃合・委託・民営化をしないこと。

<回 答>

(環境創造局) 浸水被害があった地域を重点に、既存施設を有効活用した雨水排水施設や雨水幹線等の整備を進めてまいります。

また、浸水被害の防除や公共用水域の水質保全の確保などの行政責任を果たしながら、横浜市下水道事業「中期経営計画 2007」に沿って水再生センター等の管理の効率化を進めてまいります。

10. 災害、水害に対するハザードマップを全区でつくり、住民への周知をはかること。

<回 答>

(安全管理局) 洪水ハザードマップの作成には、河川管理者である国や神奈川県による浸水想定区域の指定が必要になります。20 年度については、鶴見川水系の浸水想定区域の追加指定を受け、環境創造局と連携し、鶴見川の洪水ハザードマップの作成に取り組んでまいります。

また、地震防災に活用するためのハザードマップについては、市内全域について、震度分布予想した地震マップ、および液状化危険性を予想した液状化マップを作成し公開しています。

11. 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保と地域住民への周知、施設・医療品・備蓄物品の拡充等を、さらに図ること。

<回 答>

(安全管理局) 広域避難場所は、地震に伴う大火災が発生し、炎上拡大した場合、その輻射熱や煙から身を守るために、長くとも数時間程度、避難する場所として、指定しているものです。そのため、仮設トイレ等は、各広域避難場所の機材庫に備蓄されていますが、今後、機材等の拡充を行う予定はございません。また、避難路の確保については、標識等で案内を行っています。

地域防災拠点の備蓄品につきましては、区とも連携を図りながら、改善に努めるとともに、エンジンカッター等の点検を順次進めてまいります。

12. アスベスト対策として、無料でのレントゲン診断の実施と、除去・処理についての助成・補助制度を創設すること。

(環境創造局) [健康福祉局、経済観光局、まちづくり調整局] 各区福祉保健センター等でアスベストの一般的な健康相談を実施し、市民に適切な情報提供を行っております。そして、過去に石綿ばく露の可能性のある方に対しては、環境省の委託を受け、胸部レントゲン検査などを行う「石綿ばく露健康リスク調査」を今年度から実施しており、今後も国と協議しながら実施してまいります。

また、多数の者が利用する民間建築物で、吹付けアスベスト等が露出して施工されているものについて、含有調査や除去工事等を行う事業主に対して費用の一部を補助しています。引き続き関係局区等と連携を図りながら総合的に対策を進めてまいります。

(5) 情報公開・市民参加をいっそう拡充し、分権・自治を活かした市政運営を行うこと

1) 情報公開と市民参加のいっそうの推進を

1. 市民との協働は、市民と行政の対等な立場を堅持するために、政策企画段階からの情報公開と市民参加を保障すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 協働にあたっては、協働推進の基本指針に基づき、市民活動と行政が、対等の立場により、そのプロセスにおいては、事業の企画段階への参画・事業目的を共有し、その経過における情報の公開に取り組んでまいります。

2. 決定プロセスの「行政文書」や政策立案過程のメモ的な文書も含めて公開し、公開対象をすべての第三セクター・指定管理者にも広げるなど、情報公開制度の拡充を図ること。

<回 答>

(市民活力推進局) 条例第2条第2項に規定されている横浜市が保有している行政文書が請求対象となり、開示非開示は条例第7条第2項各号の規定に基づいて判断します。

さらに、条例に定める行政文書の開示のほか、政策決定プロセスにおける情報を含めた市政に関する情報の積極的な公表を義務付けた「横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱」を15年3月に制定し、情報公開の総合的な推進に努めております。

また、条例第32条に基づく出資法人等の情報公開については、当該法人への横浜市の関わり等を考慮し、本市の出資率が1/2以上のものなどを対象としております。

3. パブリックコメントを実効あるものにするため、テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミを利用するなど、市民に対する告知方法、期間、数値目標、関係資料などの充実を図ること。

<回 答>

(市民活力推進局) 市民に分かりやすい資料を提供するとともに、市ホームページや「広報よこはま」への掲載、意見募集期間の確保等を十分に行い、市役所や区役所窓口での案内をはじめ、報道発表を含めた総合的な広報等について、一層工夫してまいります。

4. オンブズパーソン制度（行政監察官）の創設で、第三セクターを含む市政の不正を正し、公正・効率的な市政運営につとめること。

<回 答>

(行政運営調整局) 【第三セクター】 外郭団体においては、団体所管局による業務監察を行うとともに、外部の専門家を活用した監察を実施しています。

【その他】 市においては、副市長を委員長としたコンプライアンス委員会や、各局区のコンプライアンス推進委員会さらにはコンプライアンス外部評価委員会を設置し、公正な職務の執行及び適正な行政運営に向けた取組を総合的・継続的に推進、点検、評価してまいります。

また、外郭団体においては、団体所管局による業務監察を行うとともに、外部の専門家を活用した監察を実施しています。

2) 各種審議会等の改善を

1. 各種審議会の委員は公募など市民代表の比率を高めること。

<回 答>

(行政運営調整局) 審議会等の委員の選任につきましては、各所管局において、個々の審議会ごとに設置根拠に定める設置目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任し、委嘱しております。

2. 市民が傍聴しやすいように十分ゆとりを持った会場の設定と会議日の事前予告、審議内容資料の提供、会議録の公開場所の拡充など市民に開かれた審議会に努めること。

<回 答>

(市民活力推進局) 横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱を15年4月に改正し、会議案内については、市役所及び区役所の掲示板に掲示するとともに、ホームページにも掲載しております。

3) 男女共同参画推進条例・行動計画のいっそうの推進を

1. 男女平等を基本とした男女共同参画推進の条件整備など、施策の推進状況の点検を行い、遅れているところは引き上げ、女性の社会的格差是正、地位向上を図ること。

<回 答>

(市民活力推進局) 「横浜市男女共同参画推進条例」及び「よこはま男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

2. ドメスティックバイオレンスに対する施策を充実させると同時に、女性に対する様々なサポートを行いながら男女平等社会の実現をめざすこと。

<回 答>

(市民活力推進局) 女性に対する暴力防止のための啓発を充実させるとともに、被害者への支援策については、関係機関と十分に連携を図り、総合的に取り組んでまいります。

(子ども青少年局) 母子生活支援施設緊急一時保護室を確保するとともに、シェルターへの専門的支援職員を配置するなど、引き続きDV被害者等の地域での生活に向けた支援を行います。

3. NPO等が運営している一時保護施設の支援策を強めつつ、市も保護施設の整備を行うこと。DV被害者の市営住宅入居については、ケア対応を検討すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 女性に対する暴力の防止や被害者への支援策については、関係機関等で十分に連携を図り、総合的に取り組んでまいります。

(子ども青少年局) 民間母子生活支援施設の改築に合わせ、19年度に緊急一時保護室を増設しました。また、民間団体に対する運営費補助や施設退所後の支援について、充実に努めてまいります。

(まちづくり調整局) 市営住宅入居申込時の対応について、本人から要望があった場合には、個別相談を行うなど細やかな対応に努めてまいります。

4) 多様な市民活動の積極的支援策を

1. NPOやNGO、生涯学習サークルなどの多様な市民活動が活発に展開できるよう、専門家を置く市民活動支援センターを方面別に増設すると同時に、「区版市民活動センター」の整備促進で、相談や情報提供、活動団体間の交流など、支援すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 区版市民活動支援センター事業について、全区で実施します。

2. 行政区単位での市民活動や子育てサークル、ニート支援など青少年活動のために、空き店舗、空きビルなど市民や団体が取組む「居場所づくり」「広場事業」の支援策を充実させ、借上方式での活動施設提供も検討すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 地域における市民活動の情報・活動等の拠点として位置付けている「区版市民活動支援センター」の整備に際しては、商店街の空き店舗等の民間施設の有効活用についても、設置手法のひとつとしています。

(こども青少年局) 青少年の地域活動拠点については、商店街の空き店舗やビルの空きスペースなどを借り上げ、設置を進めてまいります。

また、その他の事業につきましても、各区と十分に調整しながら推進してまいります。

3. 地域活動推進補助金(旧地域振興協力費)の増額など、町内会・自治会への地域活動支援制度を拡充すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 地域活動推進費による助成を20年度も引き続き行ってまいります。

5) 在住外国籍市民に地方参政権付与を国に働きかけを

1. 在住外国籍市民に、地方参政権付与についても国に働きかけること。

<回 答>

(都市経営局) [選挙管理委員会事務局] 外国人市民の地方参政権については、立法政策上の問題であり、今後とも注意深く国の動向を見守ってまいります。

6) 身近な区の自治機能の拡大を

1. 住民に最も身近な区役所を名実とも総合行政機関とするために、区への権限と予算を移譲し、市民生活、街づくりに関する機構と職員を区に配置すること。

<回 答>

(市民活力推進局) [区民に身近な市民サービスを迅速・的確に提供し、区民満足度の向上を図るため、予算面、組織面等、区の権限委譲や機能強化に努めてまいります。

2. 現行法のもとで実現可能な区長の準公選制の創設や、準公選制の区民協議会の開設に向けた検討委員会を市民参加でつくり、区政を行政区から自治区への発展をめざすこと。

<回 答>

(行政運営調整局 下線部について回答) 区長の準公選制につきましては、政令指定都市の行政区においては困難であると考えております。

(市民活力推進局) 大都市制度の検討や都市内分権を踏まえながら、区への権限委譲や機能強化など、区のあり方の検討をすすめてまいります。

3. 区独自予算編成過程の情報公開と住民参加制度の導入を検討すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 自主企画事業費の編成にあたっては、地域との懇談会や区政モニター制度などにより、常日頃から地域の課題やニーズを吸い上げ、それを予算編成に反映させております。

今後もこうした様々な機会や方法を活用しながら、予算編成を行ってまいります。

4. 行政サービスコーナー機能にITを活用して、地区センターなどにも設置し、行政サービスの充実を図ること。

<回 答>

(市民活力推進局) 戸籍・住民登録関係の証明書発行件数が減少傾向にある中で、証明書の発行については、区役所や行政サービスコーナーで行うことが基本であると考えています。今後、高齢化など地域の実情なども踏まえ、効果的、効率的な行政サービスの提供について、総合的に検討してまいります。

(6)米軍基地の返還をすすめ、世界に誇れる国際平和都市をつくること

1) 米軍住宅建設に反対し、米軍基地の即時無条件全面返還に全力を

1. 池子米軍家族住宅建設容認を撤回し、市是である米軍基地「早期全面返還」を貫くこと。

<回 答>

(都市経営局) 市内米軍施設及び区域の早期全面返還を、引き続き、国に働きかけてまいります。

また、16年10月に日米合同委員会において合意された池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等建設については、引き続き、国に対して、自然環境の保全や周辺地域への配慮等を求めてまいります。

2. 米軍基地に関わる防衛施設庁との協議にあたっては、その内容をつぶさに公開すること。

<回 答>

(都市経営局) 市内米軍施設に関する主な動きについて、今後も市のホームページ等で公開してまいります。

3. 横浜ノース・ドックの機能強化に反対し、横浜港と本市臨海部の都市計画の障害になる横浜ノース・ドック返還を求めること。

<回 答>

(都市経営局) 引き続き、瑞穂ふ頭/横浜ノース・ドックをはじめとする市内米軍施設及び区域の早期全面返還を国に働きかけてまいります。

4. 瑞穂ふ頭岸壁の米軍の優先使用権を破棄すること。

<回 答>

(港湾局) 14年6月に告示した瑞穂ふ頭岸壁(延長190m)は、日米地位協定第2条第4項(b)による在日米軍の優先使用施設(年4回、10日以内の期間)として提供されておりますが、これまで米軍関係の使用実績はなく、公共ふ頭として利用しております。

5. 市内米軍基地の全面返還めざし、市長が先頭になった、議会と市民が一体の自治体ぐるみの運動をおこすこと。

<回 答>

(都市経営局) 市内米軍施設の早期返還に向けて、引き続き、市民・市会・行政が一体となった

取組を進めてまいります。

6. 上瀬谷、深谷、富岡など返還予定の米軍基地を早期に返還させるための国への働きかけを強化すること。

<回 答>

(都市経営局) 16年10月に日米合同委員会において返還方針が合意された各施設の着実かつ早期の返還とともに、特に現地に米軍が常駐していない深谷通信所・富岡倉庫地区等の早急な返還を、国に要請してまいります。

7. 小柴を含め米軍基地の跡地利用は、地元地権者・住民と相談し、環境を重視するとともに、市民が必要としている施設、公共空間をつくること。

<回 答>

(都市経営局) 米軍施設の跡地利用については、市民・土地所有者等からご意見をいただきながら、「米軍施設返還跡地利用指針」「米軍施設返還跡地利用行動計画」を策定しました。

引き続き、国や土地所有者の方々とは十分調整を図り、区民・市民の方々のご意見を踏まえながら、具体化に向けた検討を進めてまいります。

2) 県内在日米軍基地の「再編」に反対し、非核平和都市として事業の積極的展開を

1. 市民の命と健康を危険にさらす米軍横須賀基地への原子力空母配備、横浜ノースドッグの機能強化となるキャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部配置に反対を貫き、米軍、国に働きかけること。

<回 答>

(都市経営局) 引き続き、県及び基地関係市と連携しながら対応してまいります。

2. 本市「国民保護計画」は各区実施計画も含めすべてを破棄し、市民を米軍の戦争に巻き込む有事法制の具体化には反対し、自治体としての平和外交をすすめること。

<回 答>

(都市経営局 下線部について回答) 地方自治体の立場から、ピースメッセンジャー都市として、今後とも、国際協力を通じ平和な国際社会の構築を目指すとともに、国内外に国際平和の大切さを訴えてまいりたいと考えております。

(安全管理局) 我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要ですが、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はその恐れのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。

市は、武力攻撃事態等における市の責務を果すため、国民保護法に基づき計画を作成しました。

3. 横浜市として非核都市宣言を行い、「非核証明書」のない軍艦船の横浜港入港を拒否すること。

<回 答>

(都市経営局 下線部について回答) 市会では昭和59年10月2日に「非核兵器平和都市宣言」が採択されています。また、未臨界核実験を含め核実験実施を発表した国に対して、核実験中止、核廃絶等を要請する抗議文を送付するとともに、平和啓発、交流、協力事業を実施するな

ど、国際平和の実現に向けた活動を推進します。

(港湾局) 横浜港には本市の権限が及ばない米軍施設(横浜ノース・ドック)が存在し、外国艦船の入港を拒否することは困難な状況にあります。

4. 横浜大空襲(5月29日)の日を「平和の日」として設定し、国際平和の諸行事を実施するとともに、都市発展記念館での歴史の一部としての現在の展示に加えて、空襲・戦災等の戦争と平和に関する資料の展示を常時行う“戦争と平和コーナー”を設けること。

<回 答>

(都市経営局 下線部について回答) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。現在のところ、横浜大空襲の日を「横浜平和の日」とする予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

(教育委員会事務局) 横浜都市発展記念館では震災や戦災を経験し、その後めざましい復興を果たしてきた都市として、その記録を残し、後世の人々に伝えることや、関連する本市の様々な活動や取り組みなどを紹介、展示してまいります。

5. 米軍の戦闘機等の爆音に抗議し、横浜上空を飛ばないように要求すること。

<回 答>

(都市経営局) 米軍機騒音の軽減や事故防止対策の徹底等について、引き続き、県及び基地関係市、厚木基地周辺市と連携し、国や米軍に対し要請してまいります。